

白井市 地域福祉計画 しろい支え愛プラン

ふれあい、育みあい、助けあい、
ともに生きるまち

白井市
SHIROI
2017

はじめに

平成29（2017）年3月

白井市長 伊澤 史夫



白井市では、平成24年度に、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、28年度までを計画期間とする白井市地域福祉計画を策定しました。

以来、市民の皆様とともに、地域ぐるみ福祉ネットワーク会議や高齢者見守りネットワーク事業をはじめ、地域福祉にかかる様々な施策に取り組み、着実な推進に努めてまいりました。

また、現在日本は少子・高齢化、人口減少社会が到来しています。白井市も後を追うように、平成32年をピークに人口が減少に転じると予測される中で、昨年は、今後10年後のまちづくりの指針となる第5次総合計画を策定し、将来像「ときめきとみどりあふれる快活都市」の実現に向け、新たなまちづくりに着手しました。

子どもから高齢者、障がいの方々を含むすべての市民の皆様が、地域の一員として生き生きと暮らせる地域づくりを進めるためには、地域福祉の推進がますます重要となってまいります。

このような中、このたび、平成29年度～37年度を計画期間とする「白井市第2次地域福祉計画」を策定しました。

本計画は、健康・福祉分野の基幹計画であり、市民の皆様とともに地域福祉を推進するための計画です。

市民、事業者、行政各々の役割を明らかにし、それぞれが主役となり連携・協力して地域づくりを推進することを目指しています。

特に、VI章では「実現に向けて」と題し、本計画を推進するために、「きっかけづくり」、「関係づくり」、「担い手づくり」の3つを掲げ、市民・事業者・市がともに、これらを循環させながら取り組んでいくことを明示し、地域のつながりをより強くし、健康づくり・高齢者福祉・障がい福祉・子育て支援並びに地域福祉施策を実現していくものとしています。

市民の皆様との連携により、「住みやすい」、「住んでみたい」、「住んでよかった」と思われるようなまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、より一層のご理解、ご協力をお願いします。

結びに、本計画の策定にあたって、意見交換会などで貴重なご意見をいただいた市民の皆様をはじめ、地域福祉計画策定等委員会委員の皆様、作業部会員の皆様並びに関係機関・各種団体の皆様に厚く御礼を申し上げます。

目 次

I 計画の概要	3
I－1 計画の位置づけ	3
I－2 地域福祉計画とは	4
I－3 計画の期間	4
I－4 計画の前提	5
II めざす姿	13
II－1 めざす姿	13
II－2 基本的な考え方	13
III 戦略プラン	16
III－1 健康・福祉の戦略プラン1 「ふれあう」	16
III－2 健康・福祉の戦略プラン2 「育みあう」	16
III－3 健康・福祉の戦略プラン3 「助けあう」	17
IV 基本方針	18
IV－1 健康づくり	19
IV－2 高齢者福祉	20
IV－3 障がい者福祉	21
IV－4 子育て支援	22
IV－5 地域福祉	23
V 地域福祉に関する施策	27
VI 実現に向けて	33
VI－1 「きっかけ」づくり	34
VI－2 「関係」づくり	35
VI－3 「担い手」づくり	36
資料編	39
1 社会福祉法（抄）	39
2 本計画で使う主な用語	40
3 前計画のふりかえり	41
4 健康福祉関連の個別計画等	42
5 計画策定のしくみ	49
6 委員名簿及び委員会要綱	50
7 策定の経過	55
8 策定勉強会及び意見交換会での意見	57

I 計画の概要

I 計画の概要

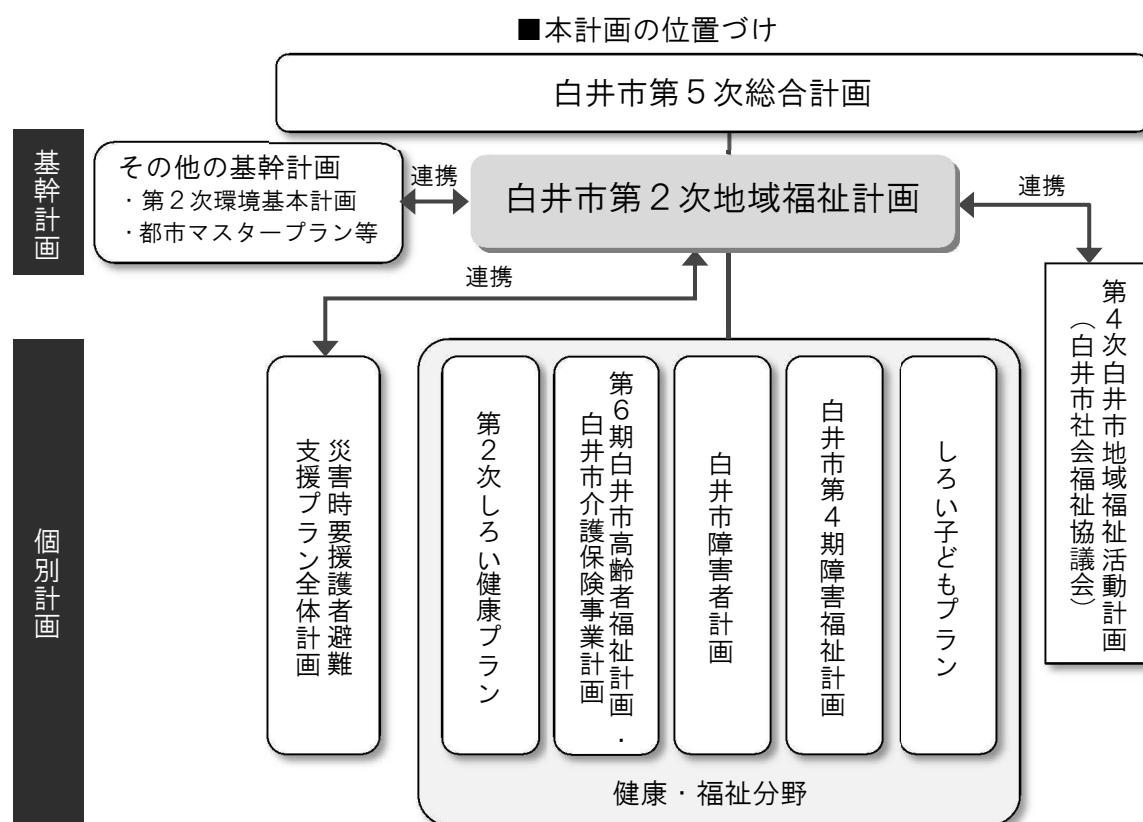
I-1 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 107 条にもとづき、平成 24（2012）年 12 月に策定した「白井市地域福祉計画～しろい支え愛プラン～」（以下、「第 1 次計画」）の計画期間が平成 29（2017）年 3 月で終了することに伴い、本市における地域福祉を第 1 次計画からさらに発展させることを目的に策定しています。

また、平成 28（2016）年 4 月から「ときめきとみどりあふれる快活都市」を将来像とする白井市第 5 次総合計画（以下、「総合計画」）の計画期間が始まり、その中で本計画は、健康・福祉分野の基幹計画と位置づけられています。

基幹計画は、各行政分野における中核をなす計画であり、各行政分野で策定される個別計画の指針となる計画です。そのため、本計画は、総合計画の将来像を健康・福祉の分野から実現するための計画であるとともに、健康・福祉分野の個別計画におけるめざすべき姿を指示する役割も担っています。

なお、白井市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」）が策定する「白井市地域福祉活動計画」とは、本市の地域福祉を推進するため、本計画のめざす姿を共有し、協働して進めていく関係にあります。



※平成 29(2017)年 3 月現在

I - 2 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、地域における人と人とのつながりを基本として、日常的に助け合い、支え合いながら、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていく「地域での支え合いによる福祉（地域福祉）」を実現していくための計画です。

少子・高齢化が進み、個人のライフスタイルなどが多様化するなか、地域でお互いに支え合う人と人とのつながりが見直されてきています。市民一人ひとりの個性を尊重しながら自立した生活が実現されるためにも、地域での福祉力を向上させていくことが求められています。

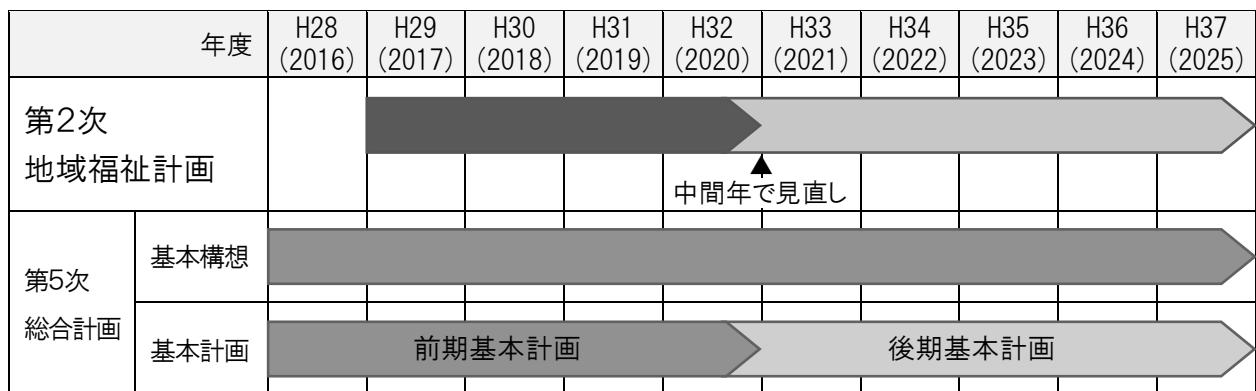
高齢者や障がい者、子育て、健康づくりなど対象者や分野ごとに健康・福祉の計画は策定されていますが、地域福祉計画は、これら個別計画を地域での支え合いという視点から横断的につなぎ、豊かな地域社会を形成していくために、健康・福祉分野の基幹計画として位置づけられる計画です。

I - 3 計画の期間

本計画の計画期間は、第5次総合計画の基本構想と計画期間を合わせるため、平成29（2017）年度から平成37（2025）年度までの9か年とします。

また、第5次総合計画前期基本計画の計画期間の最終年度に合わせ、平成32（2020）年度に中間見直しを行います。

■本計画の計画期間



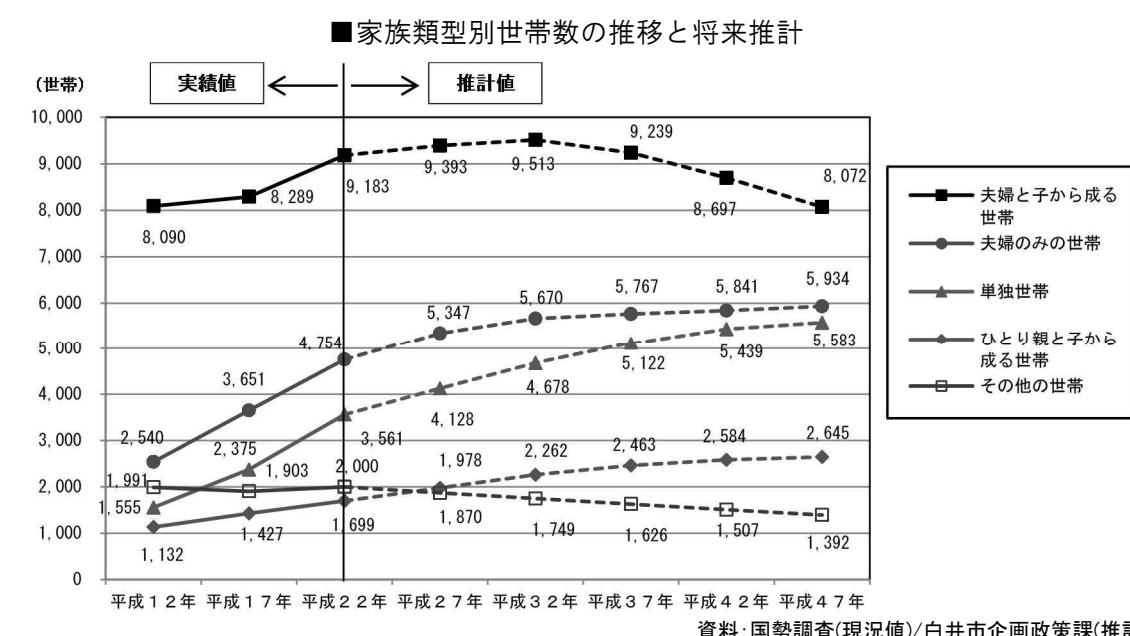
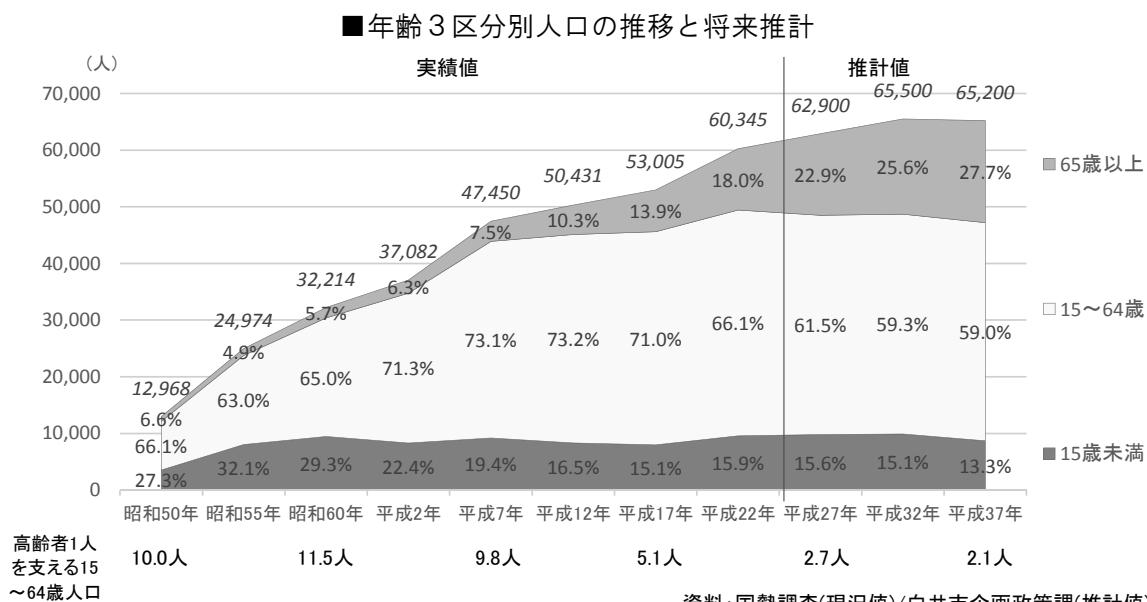
I - 4 計画の前提

I - 4 - 1 人口・世帯

人口減少への転換と急速な高齢化の進行、家族で支える力の低下

本市の人口は、平成 32（2020）年をピークに減少に転じる一方、急速に高齢化が進み、本計画の計画期間の最終年の平成 37（2025）年には 65 歳以上人口が 27.7% に達するものと推計しています。65 歳以上の高齢者を支える 15～64 歳の生産年齢人口は、昭和 60（1985）年の 11.5 人から平成 37（2025）年には 2.1 人にまで減少することから、2 人で高齢者 1 人を支える必要があります。

世帯数は、平成 37（2025）年までは増加する見通しとなっていますが、家族類型別にみると単独世帯やひとり親世帯などの増加が目立っており、家族で高齢者を支える力は今後急速に低下していくものと考えられます。



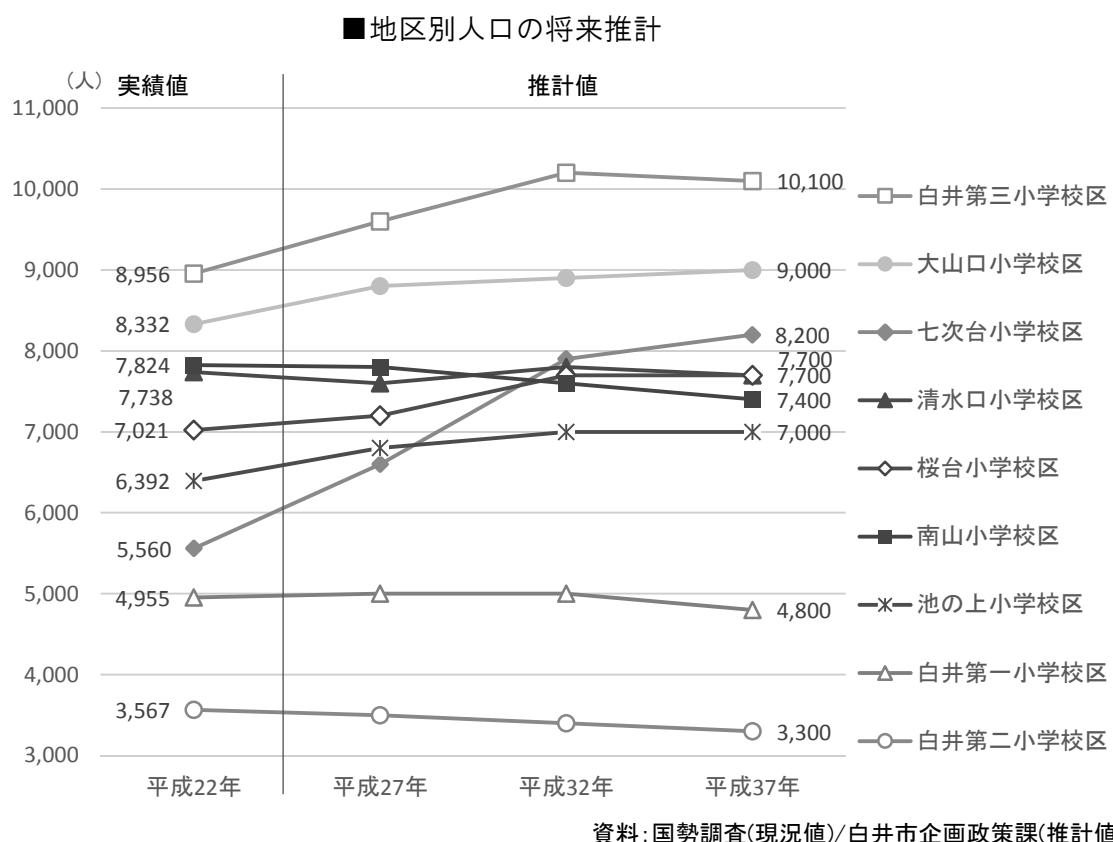
I－4－2 地区の状況

地区ごとの違いが拡大し、人口減少と高齢化が急速に進む地区も存在

本市は大きく千葉ニュータウン地区とそれ以外の地区に大別することができ、さらに千葉ニュータウン地区以外の地区は、農地転用による宅地開発が進み人口が増加している第三小学校区と、古くからの白井の歴史・文化が残る第一、第二小学校区に区分することができます。

将来人口推計をみると、白井第三小学校区、大山口小学校区や七次台小学校区では人口増加が続く一方で、白井第一小学校区や白井第二小学校区、南山小学校区などでは人口減少が進むものとみられます。また、平成22（2010）年から平成37（2025）年の期間でみると、すべての小学校区で65歳以上人口比率が上昇するものと推計されています。

なお、各地域では、第1次計画の策定後、地域ぐるみネットワーク会議が設立されたほか、平成29（2017）年度中には9つのすべての小学校区で地区社会福祉協議会も設立され、小学校区ごとの活動拠点も確保されることになるなど、小学校区を単位とした地域福祉の基盤が整いつつあります。



I－4－3 支援を必要とする市民の状況

支援を必要とする市民は増加傾向、災害対策などのニーズが増加

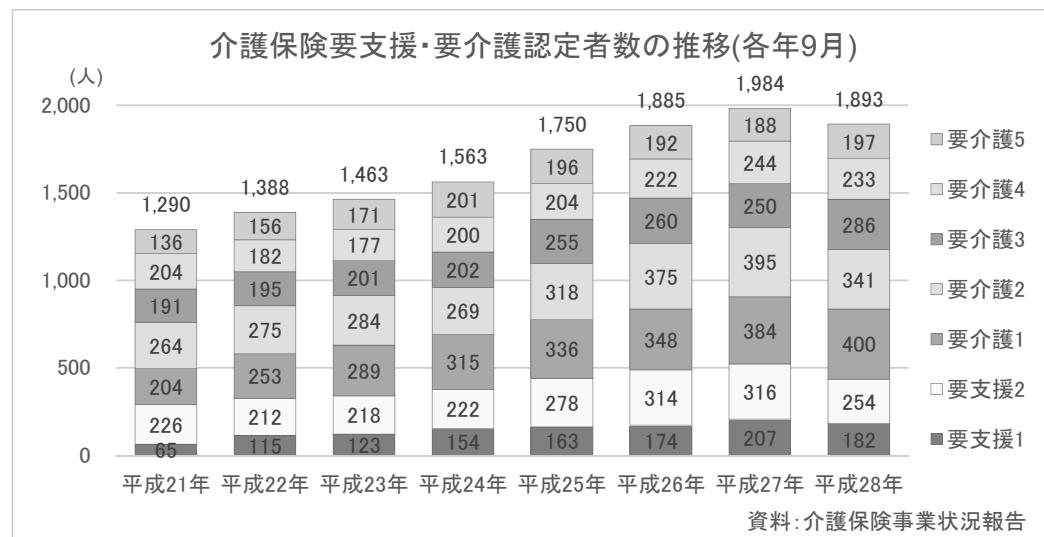
本市の介護保険の要支援・要介護認定者数は、平成28（2016）年2月からの介護予防・日常生活支援総合事業などの開始により平成28（2016）年9月時点では認定者数が減少していますが、高齢化の進行に伴い、今後、増加に転じることが予測されます。障害者手帳の所持者についても年々増加しており、地域において何らかの支援が必要な人の数は、今後も増加していくものと考えられます。

一方、単身世帯などが増加し、家族で支える力が低下する中で、地域で支え合うしくみを構築していくことの必要性が高まっています。

障がい者に関するアンケートでは、避難支援について、日中の支援者がいない人の比率が高いなど、避難誘導体制づくりなどの課題を早急に解決していくことが求められます。

近年では生活困窮などの問題が顕在化し、本市においても生活保護の被保護世帯数やひとり親家庭数は増加が続いている、子どもの貧困対策なども重要な課題となっています。

さらに高齢化の進行や貧困の拡大などは若年層から高齢者までの社会的な孤立などの問題につながっていくことから、これに対応した取り組みについても考えていくことが必要となっています。



障害者（児）数の推移（障害者手帳所持者数）

区分	年度	身体障害者総数						知的障害者総数	精神障害者総数
			視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害		
実数 (人)	平成21年	1,288	74	83	17	709	405	222	139
	平成22年	1,366	86	86	19	733	452	227	158
	平成23年	1,361	76	89	18	733	445	236	171
	平成24年	1,397	73	91	21	764	448	248	182
	平成25年	1,414	77	96	20	770	451	269	219
	平成26年	1,470	78	101	21	794	476	298	251
	平成27年	1,507	77	106	21	801	502	321	291
増加率	平成21→27	17.0%	4.1%	27.7%	23.5%	13.0%	24.0%	44.6%	109.4%

資料：白井市社会福祉課(各年度末現在)

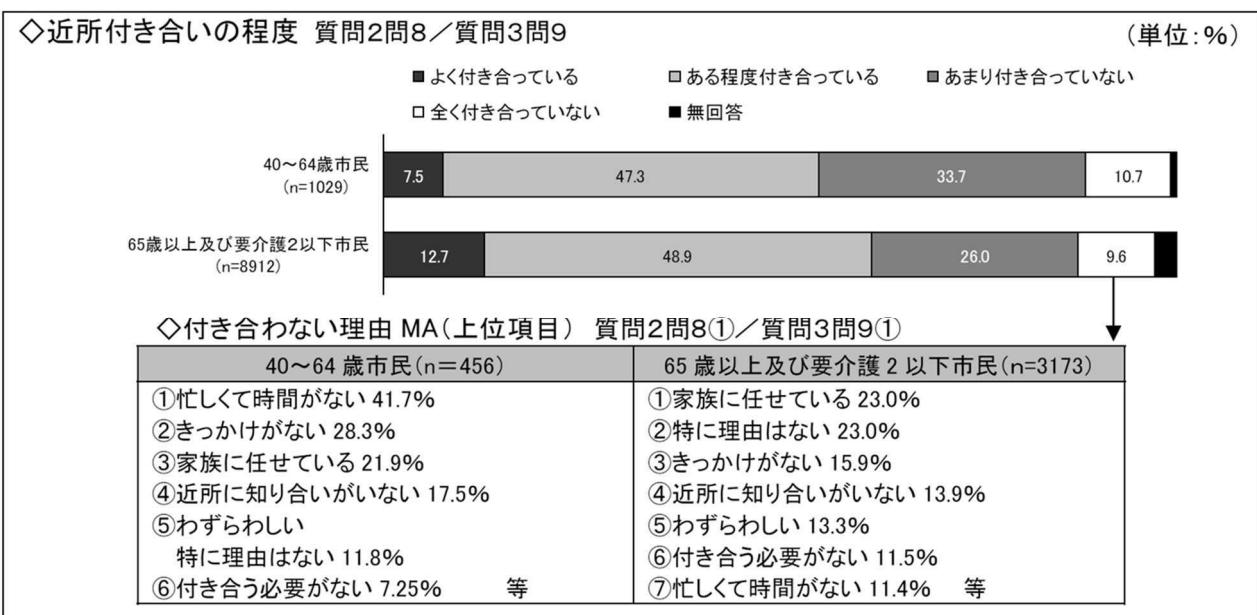
I－4－4 市民意識

近所付き合いをはじめるきっかけや幼少期からの地域活動の参加が鍵

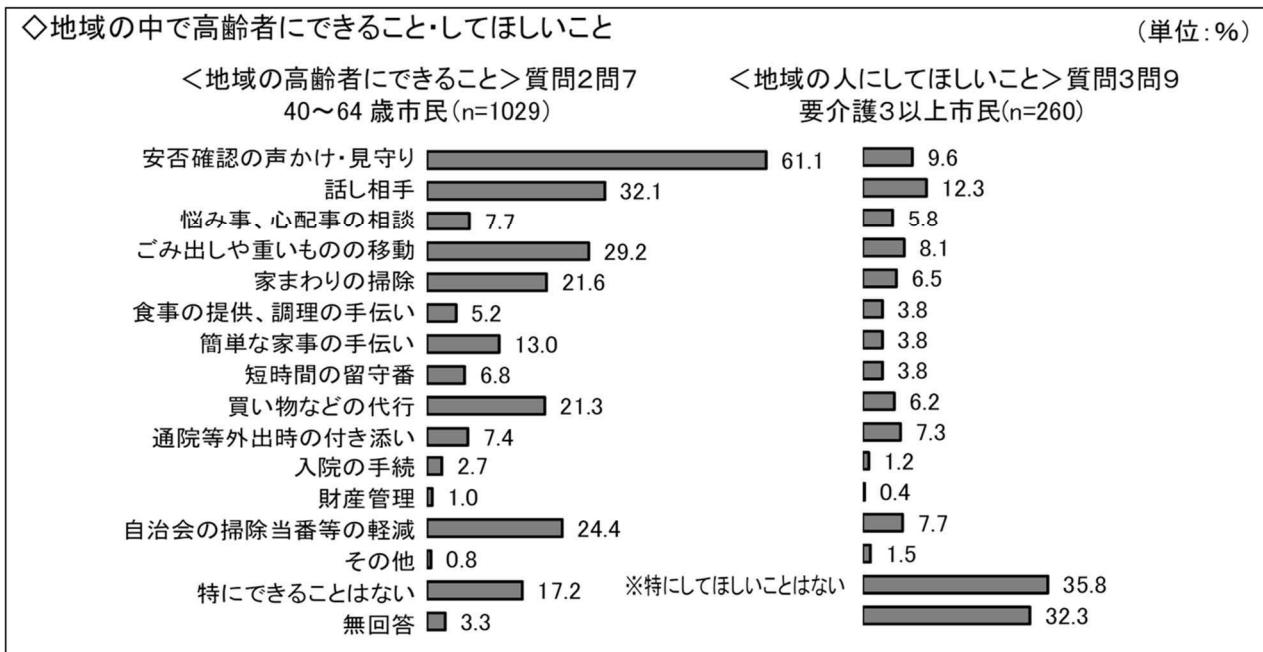
平成 26（2014）年に実施した第6期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画に係るアンケート調査によると、近所との付き合いについては、40～64歳では半数強、65歳以上及び要介護2以下市民では約6割がある程度近所付き合いをしていると回答しています。しかし、それぞれ1割は全く近所付き合いをしていない状況にあり、「時間がない」や「家族にまかせている」などの理由が多い一方で、「きっかけがない」や「近所に知り合いがない」など、付き合いをする気持ちがあるものの、きっかけやネットワークがないことを理由として上げている人も多くなっています。

また、40～64歳の市民では6割以上の人人が地域の高齢者のために「安否確認の声かけや見守り」などができると回答しており、自分のできる範囲での簡単な取り組みであれば多くの参加が見込めることを示しています。

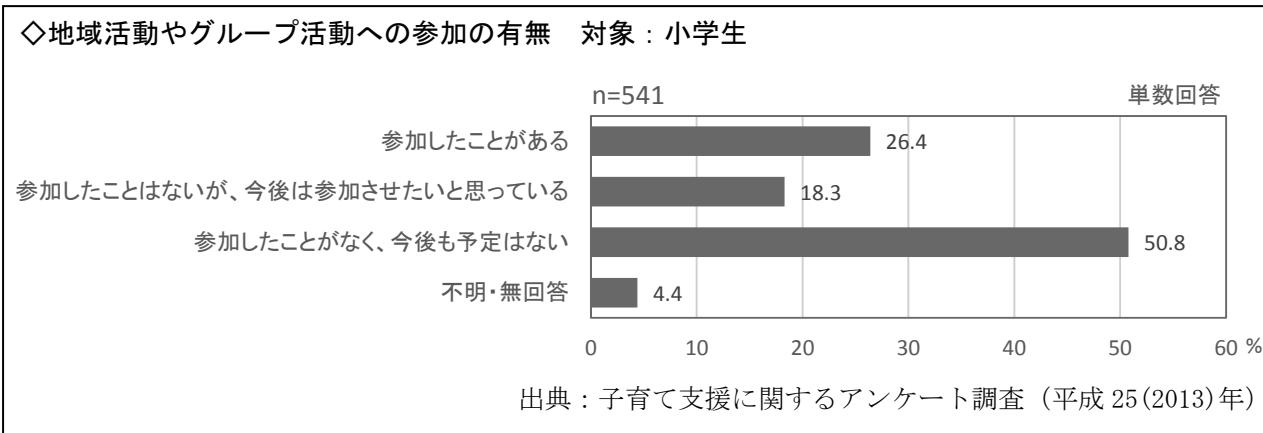
一方、平成25（2013）年に実施した子育て支援に関するアンケート調査によると、就学児童のうち、地域活動に参加した経験があるのは全体の4分の1で、半数の就学児童は、今後も参加する予定がないと回答するなど、小さいころからの地域とのつながりの希薄化が進んでいることがうかがわれます。



出典：第6期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画に係るアンケート調査（平成26（2014）年）



出典：第6期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画に係るアンケート調査（平成26(2014)年）



II めざす姿 III 戦略プラン IV 基本方針

II めざす姿

本計画でのめざす姿については、第1次計画の「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」が、今後も引き続きその実現をめざすべき目標像であることから、その考え方を踏襲することとします。

II-1 めざす姿

白井市地域福祉計画の推進を通じてめざす姿を、「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」と定め、この実現に向けて、市民・事業者・行政が連携・協力し、本計画を推進していきます。

《めざす姿》

ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち

《計画愛称》

しろい支え愛プラン

II-2 基本的な考え方

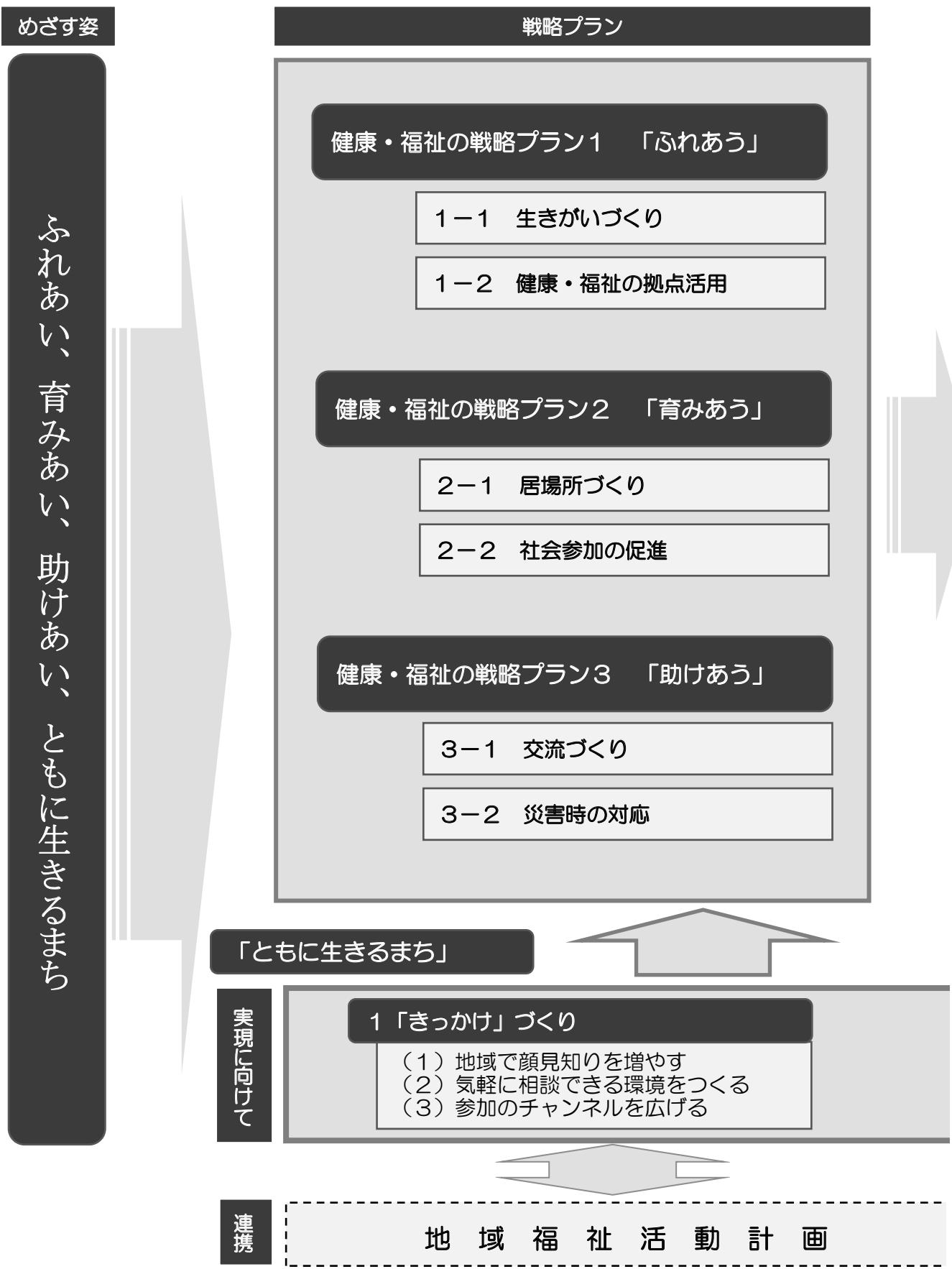
総合計画の基本理念（「安心」、「健康」、「快適」）を踏まえ、本計画の「めざす姿」を支える基本的な考え方は、次のとおりです。

なお、本計画は、健康・福祉分野の基幹計画として位置づけられることから、「めざす姿」は、本計画及び健康・福祉分野の各個別計画の実施により実現していきます。

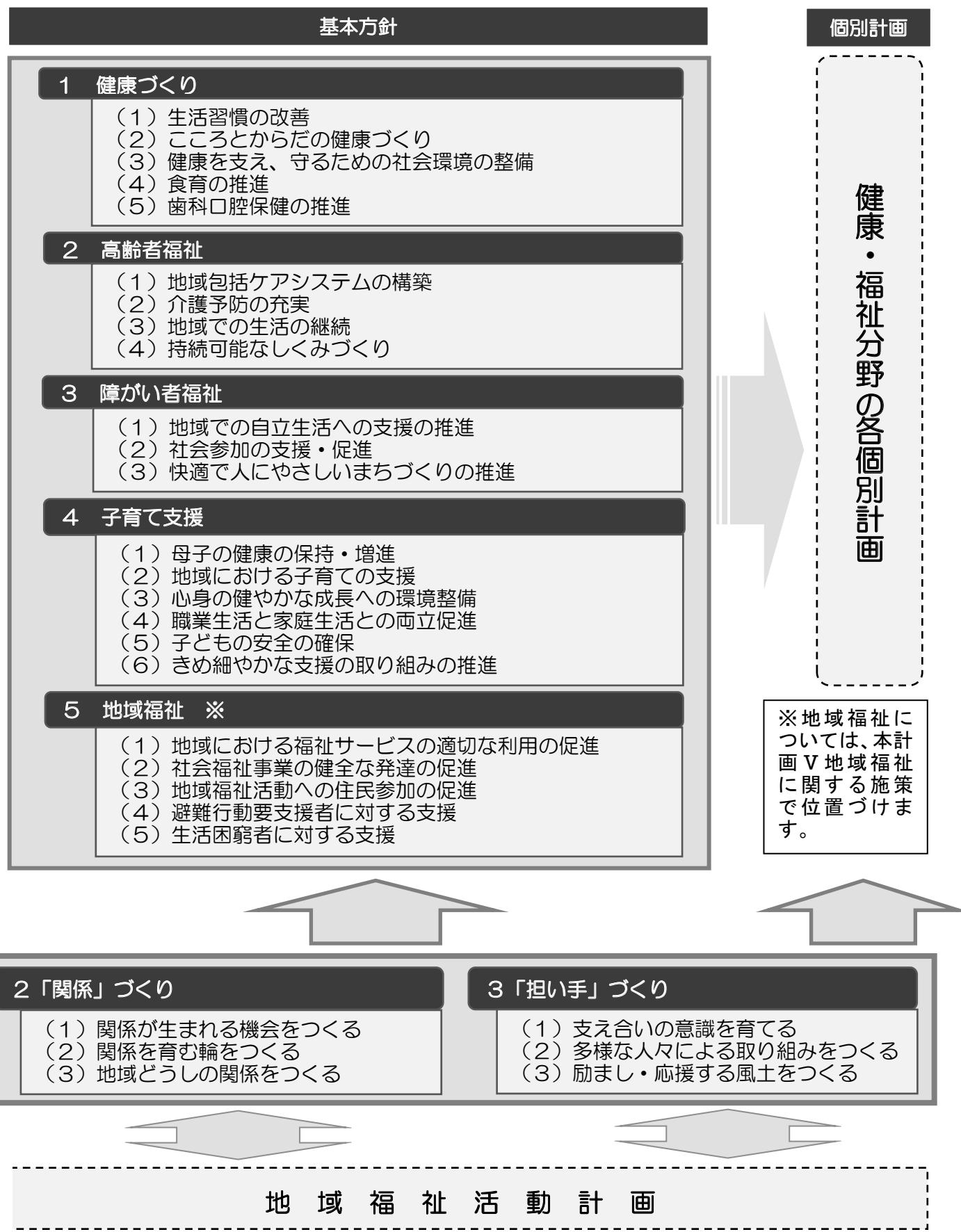
- ◆「ふれあい」：本市の豊かな自然環境を生かし、人と自然、人と人がふれあうことで、「健康なまち」をつくっていくことをめざします。
- ◆「育みあい」：一人ひとりの市民が、自立した生活を営み、地域の担い手として育みあい、「快適なまち」をつくっていくことをめざします。
- ◆「助けあい」：多世代が交流し、地域で助けあう中で、自分らしい生活を実現・持続していく「安心なまち」をつくっていくことをめざします。
- ◆「ともに生きる」：市民・事業者・行政が連携・協力することで、支え合い、ともに生きる「快活なまち」をつくっていくことをめざします。

■計画の体系

本計画は、「めざす姿」の実現に向けて、次のような「戦略プラン」と「基本方針」、それらを推進するための「実現に向けて」で構成されています。



「実現に向けて」では、「地域福祉活動計画」と連携するとともに、健康・福祉分野の各個別計画を推進するにあたっての重要なポイントも示しています。



III 戦略プラン

「めざす姿」の実現に向けて「基本的な考え方」にもとづき、本計画では、次のとおり戦略プランを定めます。

この戦略プランは、健康・福祉分野における戦略的に重要な方針であり、健康・福祉分野の各個別計画で横断的に連携しながら取り組むことで、市民・事業者・行政の協働により実現を図っていきます。

III-1 健康・福祉の戦略プラン1 「ふれあう」

市民一人ひとりがふれあい、生きがいをもって生活するとともに、健康・福祉の拠点を活用する中で、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

III-1-1 生きがいづくり

健康寿命の延伸や介護予防、生活習慣の改善、乳幼児と高齢者とのふれあいなどを通じて、生きがいづくりを進めます。

III-1-2 健康・福祉の拠点活用

市役所周辺をはじめ市内の医療・福祉施設などの拠点を、市民・事業者・専門家などが経験や知見などを蓄積していく場として活用していくことを進めます。

III-2 健康・福祉の戦略プラン2 「育みあう」

地域で信頼関係などを育みあい、居場所を形成するとともに、社会参加を促進する中で、地域で活躍しながら快適に暮らせるまちづくりを進めます。

III-2-1 居場所づくり

身近な地域で集う小さな拠点の形成や就労の場・学習の場などの居場所づくりを進めます。

III-2-2 社会参加の促進

ライフステージなどに応じて地域活動に取り組むなど、市民一人ひとりが地域で活躍できる役割を見いだし、社会参加が促されるように進めます。

III－3 健康・福祉の戦略プラン3 「助けあう」

子どもから高齢者まで多様な世代が助け合い、日常的に交流するとともに、顔の見える関係を築く中で、災害時などにも安心して暮らせるまちづくりを進めます。

III－3－1 交流づくり

各種のイベントや居場所・拠点など、さまざまな場面での出会いや知り合いが増えていく交流づくりを進めます。

III－3－2 災害時の対応

支援を必要とする人たちのプライバシーなどに配慮しつつ、災害時に必要な支援を受けながら避難し、安全を確保できるよう災害時の対応に向けた体制の整備を進めます。



IV 基本方針

健康・福祉分野の基幹計画である本計画では、「めざす姿」の実現に向けて「基本的な考え方」にもとづき、基本方針を定めます。

この基本方針は、各個別計画で定められる施策を展開していく際の基軸となる考え方であり、次の5つの分野を対象とします。

- 1 健康づくり
- 2 高齢者福祉
- 3 障がい者福祉
- 4 子育て支援
- 5 地域福祉

なお、「1 健康づくり」から「4 子育て支援」については、基本方針に基づき、健康・福祉分野の各個別計画で施策が策定されていますが、「5 地域福祉」の施策については、本計画で「V 地域福祉に関する施策」を掲載しています。



IV－1 健康づくり

市民一人ひとりが、心身ともに健康で充実した生活を送ることをめざし、まち全体で健康づくりにつながるしくみや社会環境を整え、市民・地域・行政のみんなが互いに協力して健康づくりや、食育、歯科口腔保健の取り組みを推進し「健康寿命」を延ばします。

(1) 生活習慣の改善

正しい食生活や適度な運動、睡眠、飲酒・喫煙などの生活習慣の改善を継続し、望ましい生活習慣獲得のための情報提供や行動化を促す取り組みを充実させます。

また、高齢化が進行し生活習慣病になる市民の増加が予測されるため、健（検）診や、健康相談、生活習慣病予防教室などにより一人ひとりに合わせた情報提供を行い、生活習慣病の発症や重症化を予防する取り組みを進めます。

(2) こころとからだの健康づくり

幼児期から健康的な生活習慣を身につけられるような情報提供と支援を充実し、成人期と高齢期の健康づくりや介護予防を進めます。また、ストレスに適切に対応するなど、市民の日々の生活が充実したものとなるよう、こころの健康を維持する取り組みを進めます。

(3) 健康を支え、守るための社会環境の整備

健康な生活を営むためには地域での支え合いが重要であるため、地域のつながりを意識した健康づくりに取り組みます。また、休日・夜間の診療や救急医療を受けられる体制を維持し、感染症対策を進めることで市民の健康を守ります。

(4) 食育の推進

食は命と健康、豊かな生活を支える源となるため、食育の重要性を積極的に市民に広め、ライフステージに応じた望ましい食生活や食を通じたコミュニケーションの大切さについて普及啓発を進めます。また、関係機関の協力を得て地産地消を推進し、心にも体にも健康的でおいしい食事がとれるようみんなで取り組みます。

(5) 歯科口腔保健の推進

歯と口腔はおいしく食べるためにはくことのできない役割を担い、会話を楽しみ豊かな表情を作ります。生活習慣病との関係が強いことから正しい歯科口腔保健に関する情報の普及・啓発を行い、セルフケアや定期健診により生涯を通じて食事をおいしく食べ、はつらつとした生活が送れるように取り組みを進めます。

IV-2 高齢者福祉

介護保険制度の改正に対応しながら、高齢者が必要な介護サービスの提供を受けられる体制を確保するとともに、要介護状態にならないための介護予防の充実を図るなど、高齢者が住み慣れた地域で健やかで生きがいを持ち、充実した生活を送ることができます。しくみづくりを進めます。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援センターを中心となり、地域や各種事業者などとの連携を進めます。その中で、生活支援の体制整備や医療と介護の連携、認知症施策などを行い、元気な状態でも介護が必要な状態でも、切れ目のない支援を行う地域包括ケアシステムの構築を進めることで、いつまでも地域で暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

身近な地域で情報提供や相談、支え合いなどができる、気軽に集える「場」をつくるとともに、こうした場を中心に日常生活から災害時までを幅広くカバーしあえる支え合いのしくみづくりを進めます。

(2) 介護予防の充実

幼児期からの健康づくりや介護予防に取り組むほか、成人や高齢期の市民が仕事や趣味、地域活動などを通じて、健康や生きがいを維持・増進することができる「生涯現役社会」の実現を進めます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業を充実させることにより、より一層の介護予防を推進します。

(3) 地域での生活の継続

市民一人ひとりが、心身の状況や家族の状況などに応じて、自宅での介護や介護施設、高齢者向けの住宅などでの介護により、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう努めます。

(4) 持続可能なしくみづくり

地域での支え合い、介護予防、有効な介護サービスの利用により、個人・社会の費用負担を抑制する一方、地域における就業の場としての医療・介護、生活支援サービス事業の育成、地域での支え合いのしくみづくりなどを通じて、持続可能な高齢者福祉体制の構築を進めます。

IV－3 障がい者福祉

障害者基本法の理念を基にしながら、障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域の実現をめざします。

(1) 地域での自立生活への支援の推進

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、相談・情報提供体制の強化、権利擁護や障がい福祉サービスの拡充、支援施設の整備など、障がいの種別や程度などに応じた地域生活基盤の充実をめざします。

また、障がいがあっても健康に暮らせる、また病気の時にも適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。

(2) 社会参加の支援・促進

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、障がい児の保育・教育体制の整備・充実、障がいの種類や程度に応じた就労の支援・促進、その他様々な社会活動・地域活動への参加を進めます。

(3) 快適で人にやさしいまちづくりの推進

誰もが快適な暮らしを送れるよう、障がいや障がいのある人についての正しい知識を広め理解を深め、支え合いの社会づくりを進めます。

また、障がいがあっても気軽に外出ができるよう、すべての人にやさしい、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

さらに、災害時の円滑な避難誘導体制の構築など、地域防災計画等の関連施策と連携を図りながら、防災・防犯体制の整備を進めます。

IV－4 子育て支援

妊娠・出産から子育てまで切れ目のない子育て支援を充実させるとともに、子どもたちの安全確保、居場所づくり、障がいのある子どもやひとり親家庭などの子どもにあつた配慮なども含めて、地域社会の中で子どもが健やかに成長していく環境を創り出すことをめざします。

(1) 母子の健康の保持・増進

子どもと母親の健康づくりのために、妊娠期から継続した育児支援を展開するとともに、子どもの生涯にわたる健康づくりに向けた健康教育の充実をめざします。また、子どもたちが適切な医療を受けられる体制づくりを進めます。

(2) 地域における子育ての支援

子育てにおける専門的な知識をもった人材の活用や、子育てに配慮した施設整備の促進などにより、子育て支援を推進するとともに、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの充実をめざします。

また、身近なところに、いつでも気軽に親子で集い、交流できる場所の設置を進め、子育て家庭どうしや、子育て家庭と地域との交流を促進し、地域ぐるみでの子育て支援の実施をめざします。

(3) 心身の健やかな成長への環境整備

児童を取り巻く社会環境が大きく変化している中、子どもたちの安全・安心な居場所の確保だけでなく、子ども自身の相談、発達に関する悩み等に対応するため連携を図ります。

(4) 職業生活と家庭生活との両立促進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、仕事と子育てが両立できる働きやすい環境づくりのための意識啓発等を行うとともに、出産や育児により退職した女性の再就職の支援を進めます。

(5) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪から守るために、地域環境の整備と防犯意識の啓発を図るほか、公共施設のバリアフリー化を推進します。

(6) きめ細やかな支援の取り組みの推進

障がいのある子の子育てに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、様々な困難を抱える子どもや家庭への経済的支援と虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、関係機関との協力体制の充実に努めます。

IV－5 地域福祉

すべての市民が、地域社会を構成する一員として、ともに支え合う関係づくりを進めるとともに、福祉サービスを必要とする市民が適切なサービスを受けられるしくみづくりをめざします。

（1）地域における福祉サービスの適切な利用の促進

地域での見守りや相談体制を充実させるとともに、わかりやすい情報提供などを通じて、地域の中で孤立することなく、市民一人ひとりが、サービスが必要な場合には速やかに適切なサービスが受けられるしくみづくりを進めます。

（2）社会福祉事業の健全な発達の促進

地域において必要となる様々な福祉サービスが提供されるよう、福祉サービス事業者の参入を促進するとともに、地域住民や市民団体等によるサービス提供の取り組みに対する支援を行います。

（3）地域福祉活動への市民参加の促進

市民が、教育や生涯学習、その他の日常生活の中で福祉の意識を高め、主体的な地域社会の構成員として、すべての市民が支えられ、支え合う関係の構築をめざし、福祉教育や福祉学習、あらゆる機会を捉えて人材の育成などを進めます。

（4）避難行動要支援者に対する支援

災害時において何らかの支援が必要な市民を的確に把握するとともに、地域で訓練等を実施することで、災害時に円滑な援護活動が行われる体制づくりを進めます。

（5）生活困窮者に対する支援

多様で複合的な課題を抱えて「制度の狭間」で支援の手が差し伸べられていない生活困窮者に対し、関連機関や地域などと連携することで、必要な支援が届けられるしくみづくりを進めます。

V 地域福祉に関する施策

V 地域福祉に関する施策

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

①相談支援体制の整備

市役所や保健福祉センター、市社会福祉協議会、地域包括支援センターをはじめ、既存の相談窓口の周知と利用促進を進めるほか、小学校区ごとの活動拠点整備と合わせて、地域の中で気軽に相談できる場を設置するなど、多様な相談窓口の設置を進めます。

また、相談内容に応じて必要な専門機関等に速やかにつなぐための体制など、相談が有効な支援に結びつくためのしくみづくりを行います。

②わかりやすい福祉情報の提供・共有

わかりやすい福祉情報の提供・共有を進めることで、市民自らの福祉力の向上や、福祉サービス・施設の適切な利用を促進します。

また、市民や地域が、福祉の課題を的確に把握し、解決に向けて行動していくことができるよう、必要な情報の把握と提供を進めるとともに、市民や地域による主体的な福祉課題の把握のための活動等を支援し、相互に情報を共有していきます。

③必要なサービスが提供されるしくみづくり

小学校区ごとに地域福祉の活動拠点を整備するとともに、地域福祉コーディネーターを配置することで、市や地域包括支援センター等と連携しながら、地域ケア会議等を中心として、支援が必要な人に必要なサービスが適切に提供されるしくみづくりを進めます。また、福祉に携わる人材の専門性を高めるための研修等を充実することで、資質の向上をめざします。

(2) 社会福祉事業の健全な発達の促進

①地域福祉サービスの参入促進

地域において必要な福祉サービスが提供されるよう、民間サービス事業者等の参入を促進します。また、市民活動団体やN P O法人などによる地域福祉サービス事業の立ち上げや、事業運営に対する支援などを行います。

②福祉・保健・医療と生活関連分野との連携強化

市役所周辺の新たな病院・福祉サービス施設の整備を契機として、市内全域で福祉・保健・医療の各分野と日常生活関連サービス事業との連携を強化することで、多様なサービスが提供される基盤づくりを進めます。

③社会福祉協議会等との連携強化

地域福祉サービスの中核を担う社会福祉協議会や、その他の福祉サービスを提供する事業者との連携を強化し、これらの組織が、福祉推進の中心的な組織として地域福祉に貢献しながら発展できるよう、環境づくりを行います。

(3) 地域福祉活動への市民参加の促進

①N P O 法人・ボランティア団体の活性化支援

市民が、自身の興味や必要に応じて様々な地域活動・市民活動に参加することで、地域における支え合いの関係をつくる機会を拡充していくため、ボランティアセンターや市民活動推進センターを中心に、N P O 法人・ボランティア団体の育成・支援を充実していきます。

これらの活動を広く紹介するとともに、同種・異種の活動団体・人材間で課題を共有し、解決に向けての情報交換を活発化するなど、多様な交流の機会を充実していきます。

②地域福祉を担う人材の育成・確保

より多くの市民が、地域福祉を支えるボランティアや、各分野の知識や技術を有した人材として活躍していけるよう、市社会福祉協議会等との連携により、各種研修・講座を充実します。

地域福祉活動のリーダーや、地域の世話役となる人材の養成・確保を支援とともに、これらの人材と連携して、市及び地域の課題や福祉ニーズを受け止め、その解決に向けての取り組みをコーディネートする人材（地域福祉コーディネーター）を養成し、小学校区ごとに配置します。

③地域福祉に関する協力連携の拡充

既存の地域ぐるみネットワークなどを中心として、小学校区を単位として地域福祉や地域のまちづくりなどに関わる市民、団体、事業者などが、横断的に連携しながら、地域福祉の向上に向けて取り組む協力・連携体制の構築を進めます。

(4) 避難行動要支援者に対する支援

①避難行動要支援者の避難支援体制の確立

小学校区ごとに関係機関（自治会、民生委員、消防団・自主防災組織、学校、福祉施設・事業所等）の連携による避難支援体制の整備を進めるほか、市民が日ごろから避難行動要支援者の支援を前提に防災・減災に備えることができるよう、避難行動要支援者の避難を支援する個別計画の策定を進め、避難に必要な情報の共有化、避難訓練等を行います。

②避難行動要支援者情報の適切な活用

地域の中での援護体制をつくるため、援護が必要な市民の府内での情報集約・整備・管理を行うとともに、避難行動要支援者本人の同意の上で、民生委員、自治会等の援護を担う人材・組織と共有します。

避難行動要支援者情報は、適切に管理し、市と民生委員及び当事者・家族又は代理人（民生委員、自治会長等）の判断の上で、必要に応じて日ごろの見守り等に活用します。

③避難行動要支援者に対する実地避難訓練の実施

災害時や緊急時に実際に動ける実践的な体制をつくるため、実地訓練等を実施し、これを地域住民どうしの親睦や立場の違う地域住民どうしの相互理解の場としても生かします。また、わかりやすい避難行動要支援者の避難支援マニュアルの作成や、市民の救急救命講習受講等を促進するなど、緊急時に援護可能な人材の拡充に努めます。

(5) 生活困窮者に対する支援

①生活困窮者の早期発見と早期支援の体制づくり

関係機関や地域との連携により、生活困窮者を早期に発見し、早期から支援できる体制づくりを進めます。

②自立支援対策の充実

生活困窮者を支援するため、面接や電話、訪問等による自立相談や住居確保給付金などを実施するほか、就労支援、地域の見守りによる孤立防止などの対策を実施します。

また、生活困窮者に対する支援制度についての周知・啓発を推進します。

③子どもや若者に対する支援の充実

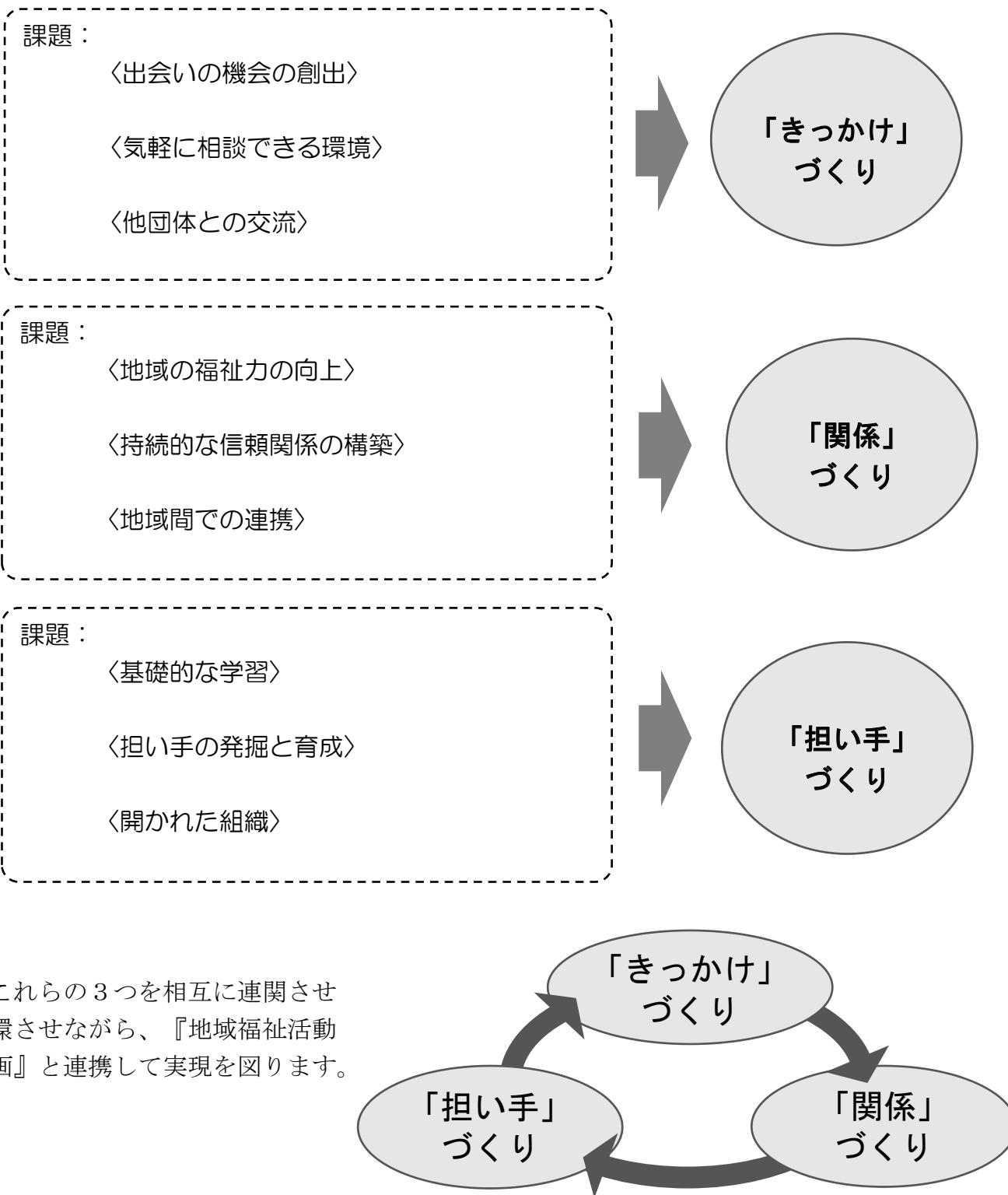
子どもや若者が将来的に困窮に陥らないようにするため、関係機関などと連携しつつ悩み相談や学習支援を行い、子どもを見守るしくみづくり、自立支援対策、孤立防止対策を進めます。

VI 実現に向けて

VI 実現に向けて

「基本方針」にもとづき各個別計画での施策を展開していく際には、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが重要です。

協働して取り組むにあたり、現場での課題やニーズ等を踏まえ、実現に向けて次の3つを念頭に置いて計画の推進を図っていきます。



VI-1 「きっかけ」づくり

すべての市民が地域コミュニティの一員として出会い参加する機会や場が身近な地域で形成され、地域福祉活動の多様なきっかけが生まれるように進めていきます。

(1) 地域で顔見知りを増やす

課題：〈出会いの機会の創出〉

近隣の住民どうしがお互いの名前も知らない、あいさつを交わすことも少ないといった状況が広がっており、地域での出会いや交流の機会が求められています。

地域での知人や友人を増やすことで、人的なつながりが広く形成されるとともに、地域の課題の解決にもつながっていくように進めていきます。

例えば、ご近所でのあいさつの励行や高齢者世帯への買い物支援、子どもたちによるゴミ出しなど、日常生活での身近な地域でのつき合いを通じて、地域で顔見知りを増やしていきます。

(2) 気軽に相談できる環境をつくる

課題：〈気軽に相談できる環境〉

困難や課題などを抱えていても、誰に相談していいかわからない（どのように相談にのればいいかわからない）といった状況のなか、気軽にいつでも相談できる環境を創り出すことが求められています。

日常的に近隣の住民どうしで気軽に話し合える機会を生み出すことで、個人や家族で抱えている困難な状況について地域で孤立することなく支え合えるようつながりをつくっていきます。

例えば、身近な単位で趣味などの小さな集まりを開催することや健康・福祉に関する施設や事業者、市の相談事業などを紹介し合うことなどを通じて、気軽に相談できる環境を形成していきます。

(3) 参加のチャンネルを広げる

課題：〈他団体との交流〉

福祉の活動、環境の活動など市民によって活発に取り組まれているものの、テーマや団体ごとに縦割りになっている傾向も見受けられ、他の活動団体やグループとの交流が求められています。

さまざまな機会を通じて多様な主体の交流を育むことで、地域福祉の活動領域の裾野が広がるように進めていきます。

例えば、環境やまちづくりなど地域福祉に関する活動以外の場にも参加してみるとことやユニークな取り組みなどの紹介などを通じて、興味や関心を喚起し参加のチャンネルを広げていきます。

VI-2 「関係」づくり

市民どうしで支え合い、豊かに暮らしていける信頼や互助を育み維持していく関係が多層的に形成されるように進めていきます。

(1) 関係が生まれる機会をつくる

課題：〈地域の福祉力の向上〉

真剣に議論しながら地域の課題に対応していくことは取り組まれているものの、こうした活動や話し合いなどを通じて、さらに協力関係などが深まり、地域の福祉力が向上していくことが求められています。

地域や活動を通じて出会った人どうしの間に楽しみながら信頼関係や協力関係が生まれるような機会を意識的につくり、地域での関係づくりを促します。

例えば、健康診査などの母親どうしの出会いや先輩シニアによる介護予防の勉強会、子どもと高齢者とのふれあいづくりなど、多世代が交流することで豊かな関係が生まれる機会をつくっていきます。

(2) 関係を育む輪をつくる

課題：〈持続的な信頼関係の構築〉

時間をかけて協力しながら取り組んでいく課題も多いことから、持続的に信頼関係などを育んでいくことが求められています。

信頼関係や協力関係の輪が広がり、さまざまな人と接する中で地域の受容性も深まることで、関係が育まれ持続していくように進めています。

例えば、住宅・就労の紹介など自立生活のサポートや子どもたちへの学習支援、災害時に支援が必要な人たちへのサポートなどを通じて、地域で支え合う関係を育む輪を広げていきます。

(3) 地域どうしの関係をつくる

課題：〈地域間での連携〉

地域で発生する多様な課題に対応するために、地域どうしで協力連携することが求められています。

各地域の個性や長所を尊重し合い補完し合う中で、地域どうしの信頼関係や協力関係へと発展していくように進めています。

例えば、近隣の自治会・町内会どうしが協力して行う活動や小学校単位での活動、市民が集う場所の確保などを通じて、新たな出会いを生み出し地域どうしの関係を形成していきます。

VI-3 「担い手」づくり

市民一人ひとりが地域で活躍し、コミュニティの大切な担い手として認め合い尊重される中で、担い手の裾野が広がり新たな担い手が育つように進めていきます。

(1) 支え合いの意識を育てる

課題：〈基礎的な学習〉

サポートしようと思っていても、どのようにサポートすればいいのか分からぬといった声も多く、サポートを求めている人の現状や自分にできること等の基礎的な学習が求められています。

学習などを通じて、障がい者や高齢者、幼児などへのサポートの仕方などを身に付けるとともに、地域には多様な人々が暮らしていることを学び、支え合いの意識が醸成されるように進めていきます。

例えば、小中学校の福祉教育をはじめ、市の出前講座や白井市民大学校など、子どもから高齢者までさまざまな機会を活用して介護や障がい、社会的孤立の実態などについて学んだり、手話や点字等のコミュニケーション支援などを通じて、支え合いの意識を育てていきます。

(2) 多様な人々による取り組みをつくる

課題：〈担い手の発掘と育成〉

福祉団体や自治会などにおいて担い手の高齢化が進むなか、さまざまな活動や取り組みを通じて新たな担い手の発掘と育成が急務になっています。

いつでも、どこでも、誰でも参加できるように、地域福祉の取り組みの「間口」を広げ、「敷居」を下げることでさまざまな人々の参加を促し、取り組みの幅とともに担い手の幅が広がるように進めていきます。

例えば、消防団や農家、地元商工業者等と連携して地域の人材を発掘したり、地域福祉コーディネーターを拡充・育成することなどを通じて、多様な人々による取り組みを創り出していくします。

(3) 励まし・応援する風土をつくる

課題：〈開かれた組織〉

担い手が無理なく気持ちよく地域福祉の活動に取り組めるように、これまでの良い点は継承しつつも、組織の体質の点検や見直しなども求められています。

子どもから高齢者まで地域での自分の役割（自分にできること）を見出し、それに取り組む人々を励まし・応援していく地域づくりを進めていきます。

例えば、地域福祉活動に貢献した団体・個人の顕彰や市民活動団体等への助成、障害のある人の就労や福祉に理解のある「人にやさしい産業」の育成などを通じて、励まし・応援するしくみを形成していくます。

資料編

資料編

1 社会福祉法（抄）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 本計画で使う主な用語

市民：市内に在住し、在勤し、及び在学する者、市内に事業所を有する法人その他の団体のことをいう。

地域：市内で、市民の生活行動、住民自治、福祉活動等が展開するエリアまたはこれを運営する主体のことをいう。自治会、学区、地区社会福祉協議会など。

住民：地域での生活の主体としての市民（個人・家族）のことをいう。

事業者：社会サービス事業者や商工業、農業に携わる人などのことをいう。

福祉：すべての地域住民が健やかに安心して日常生活を営み、自分らしい心豊かな人生を送ることができるよう支える共助・公助による活動・事業のことをいう。

自助：市民（個人・家族等）が、自らの生活の質を維持・向上させるために行う努力とその行動のことをいう。

共助：自助ではできないことを、地域・民間で補うことをいう。隣近所や自治会など、地域社会における互助（相互扶助）から、NPO 法人・ボランティア団体を介した助け合い活動やサービス、社会福祉協議会を中心とする事業やサービスまで幅広い。

公助：地域・民間でもできないことを支える公的な体制やサービスをいう。

コミュニティ：同じ環境や目的で結ばれた市民が形成する集団や組織のことをいう。

協働：市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、それぞれの主体性を尊重して信頼関係を築き、相互に補完し、協力することをいう。

民生委員：民生委員・児童委員のこと。日々の暮らしの中で困ったり悩んだりしたことを安心して相談できる地域のボランティア（「非常勤の特別職の地方公務員」）をいう。

福祉関係団体：ボランティア登録団体をはじめ、福祉活動を行う団体・グループ及び障がい者団体等の福祉サービス利用者団体のことをいう。

地域福祉コーディネーター：地域福祉の推進に向けて、地域課題や福祉ニーズを受け止め、その解決に向けて、様々な取り組みを調整したり、地域のネットワークづくりを進めたりする者のことをいう。

3 前計画のふりかえり

■基本目標Ⅰ 備える～市ぐるみで地域福祉を進める体制づくり～

個別目標	目標指標	単位	H24 時点	H25 実績	H26 実績	H27 実績	参考 H28 目標
1 知る・学ぶ	地域福祉計画の進行状況の公表	回/年	-	-	-	-	1
	福祉体験学習実施校(含む高校)	校	11	9	9	10	15
	住民による福祉資源マップの整備	学校区	-	-	-	-	9
2 参加する	自治会加入率	%	69	68	68	68	75
	ボランティアセンター登録者数	延人	1,328	1,374	1,522	1,565	2,000
	市民活動推進センター登録団体数	団体	50	55	53	54	60
3 支える	各種ボランティア養成講座数(市社会福祉協議会)	講座	10	10	10	10	15
	地区社会福祉協議会の拠点数	か所	5	5	5	5	9
	地域福祉コーディネーターの人数	人	-	0	0	0	9

■基本目標Ⅱ 行動する～地域の力で元気を支えあうまちづくり～

4 育みあう	登下校の児童見守りパトロール活動者数	人	65 人	61 人	65 人	66 人	80 人
	障がい者職場実習受け入れ事業所数	か所	2	2	2	2	10
5 助けあう	地域見守りネットワークの数	学校区	準備中	準備中	※1	※1	9
	定期開催しているサロン数	か所	32	32	32	36	50
	認知症サポーターの数	人	368	868	1,244	1,093	2,300
	「何かあったとき駆けつけてくれる近所の人がいる」という 65 歳以上の市民の割合	%	24	-	-	-	40 以上
6 いざという時助けあう	災害時要援護者避難支援マニュアルの作成	-	-	-	-	-	H25 年度内に作成
	避難支援プラン(個別計画)対象者のプラン作成率	%	-	-	-	-	H26 年度内に着手

■基本目標Ⅲ つなぐ～福祉サービスが安心を支えるまちづくり～

7 相談する	介護が必要になった時「適切な相談先がわからない」という 40～64 歳の市民の割合	%	19	-	-	-	10
	権利援護体制の整備(市社会福祉協議会)	-	-	-	-	-	H28 年度までに整備
	成年後見人制度を知っている市民の割合(40～64 歳)	%	52	-	38	-	70
8 サービスを利用する	介護予防手帳の活用(冊数)	冊	2,698	3,152	3,447	3,655	5,000
	「介護保険サービスの利用の仕方がよくわからない」という市民の割合(40～64 歳)	%	38	-	43	-	25 以下
9 事業を培う	福祉サービス事業者の地域ぐるみネットワークへの参加率	%	-	25	56	45	100
	子育て支援チーパス加入店舗数	店舗	12	-	26	23	30
10 拓く	新たな福祉システム(サービスや制度)の開発件数	件	-	-	1(※1)	-	累計5

※ 1) 市内全域を対象とした高齢者見守りネットワーク事業を実施

4 健康福祉関連の個別計画等

(1) 第2次しろい健康プラン

区分	内 容							
計画の性格・目的等	<ul style="list-style-type: none"> ●全市民を対象とし、市民が心身ともに健康で充実した生活が送れることをめざす。 ●健康づくりに関連する「健康増進計画」、「食育推進計画」、「歯科口腔保健推進計画」の3つを一体的に策定した市の健康づくりに関する総合的な計画で、今後の市の健康づくりの方針を明らかにし、具体的に展開する道筋を示す。 							
計画期間	平成28（2016）年度～平成32（2020）年度							
基本方針	自分らしく元気に みんなで力を合わせる健康づくり							
到達目標	<p>健康寿命を伸ばす</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">現状値(平成25(2013)年10月1日現在)</td><td style="padding: 5px;">目標値(平成30(2018)年10月1日時点)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">男性：79.9歳</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">男性：80.4歳</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">女性：83.0歳</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">女性：83.5歳</td></tr> </table>		現状値(平成25(2013)年10月1日現在)	目標値(平成30(2018)年10月1日時点)	男性：79.9歳	男性：80.4歳	女性：83.0歳	女性：83.5歳
現状値(平成25(2013)年10月1日現在)	目標値(平成30(2018)年10月1日時点)							
男性：79.9歳	男性：80.4歳							
女性：83.0歳	女性：83.5歳							
計画の体系	<p>I 健康増進計画</p> <p>■めざす姿：いきいき元気！ 未来につなげる健康づくり</p> <p>【施策の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活習慣の改善 2. 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上 3. 生活習慣病の発症予防と重症化の予防 4. 健康を支え、守るための社会環境の整備 <p>II 食育推進計画</p> <p>■めざす姿：いっしょに食べよう 心も体もおいしい食事</p> <p>【施策の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食と健康づくりの推進 2. 食を通じたコミュニケーション 3. 食育を推進するための食環境の整備 <p>III 歯科口腔保健推進計画</p> <p>■めざす姿：歯でつくる 食べる楽しみ はつらつ生活</p> <p>【施策の方向性】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歯科口腔保健の意識と生活習慣の改善 2. 歯科疾患の予防 3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持獲得 4. 定期的に歯科健診または歯科医療を受けることが困難な人に対する歯科口腔保健 5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備 							

(2) 第6期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画

区分	内 容
計画の性格・目的等	<ul style="list-style-type: none"> ●第5期までの「市民と市のための高齢準備計画」から、「市民と市のための高齢対策計画」と位置づけを変え、高齢対策を推進するための体制と仕組み明らかにする。 ●白井市における今後の高齢化の進行を見通し、介護保険制度の改正に対応しながら、将来に向けて市民が希望を持って心豊かな高齢期を築いていけるよう、目指すべき地域像を展望し、その実現に向けて今後3年間で取り組んでいくべき施策を明らかにする。
計画期間	平成27(2015)年度～平成29(2017)年度
スローガン (基本理念)	目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン
基本目標	地域で支える高齢化
目指す 将来像	<p>■平成37(2025)年度の白井市の高齢者像・地域像</p> <p>【積極的な介護予防】若いころから健康・福祉に関する情報を得て、近所付き合いや地域活動への参加、健康づくりを習慣にし、高齢になっても自分に合う仕事や社会貢献に取り組み、健康と生きがいを維持・増進し、生涯現役社会を楽しんでいます。</p> <p>【地域での支え合い】身近な地域に、情報・相談・介護予防・見守り・支え合いなど複合的な機能を備えた「地域住民の居間」があり、365日いつでも気軽に訪れる事ができます。まちの中では、地域のニーズや住民・商店などの創意工夫により、買い物や食事の確保、移動支援、緊急時の助け合いなどが充実し、それが世代間の交流、地域コミュニティの絆づくりにつながっています。</p> <p>【在宅ケア】介護が必要になっても、訪問・通い・短期宿泊等のサービスを利用して在宅で暮らし続けることができます。医療・リハビリ・介護・生活支援が一体的にマネジメントされ、災害時・緊急時の支援なども備わり安心です。認知症への対応体制も確立しており、重介護になっても、認知症になっても、誰もが自分らしい生活と社会参加を持続することができます。</p> <p>【住まいの確保】自宅での生活の継続を基本に、心身状況や家族の状況などに応じて高齢者向け住宅、グループホームなどを利用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることができます。</p> <p>【持続可能なまち】介護予防、地域での支え合い、有効なサービス利用により個人・社会の費用負担が抑えられ、一方で医療・介護や生活支援サービスが良好に育まれ、魅力的な就業の場となるとともに、思いやりあふれる心豊かな社会づくりにつながっています。</p>
計画の体系	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアシステム構築の推進【支援体制の充実】 医療、介護、予防、住まい、生活支援等を総合的に提供するマネジメント体制構築の推進 2 一人ひとりの健康・生きがいづくり【介護予防の推進】 自主的・持続的・効果的な介護予防活動の支援 3 自分らしい暮らしの支援【日常生活の支援】 介護保険サービス、生活支援サービス、地域での支え合いの充実、認知症への対応 4 将来に向けての持続可能な事業運営【事業経営】 介護保険事業の有効な運営将来に向けての課題解決

(3) 白井市障害者計画

区分	内 容
計画の性格・目的等	<ul style="list-style-type: none"> ●白井市の障がい者のための施策の基本的な事項を定める。 ●「障害者虐待防止法」の制定、「障害者総合支援法」の改正、「障害者優先調達推進法」の制定、「障害者差別解消法」の制定等、近年の法制度の変化に対応する。
計画期間	平成 28 (2016) 年度～平成 37 (2025) 年度
計画の目標像	障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくり
計画の体系	<p>《基本目標 1》地域での自立生活への支援の推進 住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていくよう、地域生活の基盤の充実に努め、障がいがあっても健康に暮らせるまちづくりを進めます。</p> <p>《基本目標 2》社会参加の支援・促進 地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていくよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。</p> <p>《基本目標 3》快適で人にやさしいまちづくりの推進 誰もが快適な暮らしを送れるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。</p>
重点取り組み	<p>① 相談支援体制の充実 障がいのある人等が困りごと、悩みや不安を抱えたとき気軽に相談し、情報を得ることができるような体制の充実を図ります。</p> <p>② 地域生活基盤の整備の推進 障がいのある人等が可能な限り住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、“日中活動の場” や “居住(住まい)の場” 等の整備を進めます。</p> <p>③ 地域生活支援拠点等の整備 第4期障害福祉計画についての国的基本指針で示された障がいのある人等の「地域生活支援拠点等」を、今後示される要件を満たしながら整備します。</p> <p>④ 防災対策の推進 市の地域防災計画を基本として、障がいがあることなどで災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施します。</p>

(4) 白井市第4期障害福祉計画

区分	内 容																		
計画の性格・目的等	<ul style="list-style-type: none"> ●白井市における障害福祉サービス等の提供体制の確保及び業務の円滑な実施に関する計画。 ●「障害者虐待防止法」の制定、「障害者総合支援法」の改正、「障害者優先調達推進法」の制定、「障害者差別解消法」の制定等、近年の法制度の変化に対応する。 																		
計画期間	平成27(2015)年度～平成29(2017)年度																		
基本理念	障がいのある人もない人も、一人の市民としてともに参加するまちづくり																		
基本的な考え方	<p>(1) 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援 「基本理念」で述べた「共生社会」を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が、障害福祉サービスその他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス・相談支援、市の「地域生活支援事業」の提供体制の整備を進めます。</p> <p>(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 障害福祉サービスの対象となる「障がいのある人等」の範囲を、「身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者等であって18歳以上の人」と「障害児」として、サービスの充実を図ります。 また、発達障害者と高次脳機能障害者については、従来から「精神障害者」に含まれ、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図るとともに、難病患者等についても、引き続き給付の対象となっている旨の周知を図っていきます。</p> <p>(3) 課題に対応したサービス提供体制の整備 障がいのある人等の自立支援の観点から、福祉施設への入所・病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供の体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO法人等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。</p>																		
成果目標	<p>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指標</th> <th style="text-align: center;">H29年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福祉施設入所者の地域生活への移行者数</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉施設入所者の削減</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地域生活支援拠点等の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指標</th> <th style="text-align: center;">H29年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">グループホームまたは障害者支援施設に付加して設置される相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、人材の確保・養成など機能を集約した拠点の整備箇所数</td> <td style="text-align: center;">1か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 福祉施設から一般就労への移行</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指標</th> <th style="text-align: center;">H29年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設を退所し一般就労する人数</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成29(2017)年度末の就労移行支援事業利用者数</td> <td style="text-align: center;">13人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数</td> <td style="text-align: center;">1か所</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H29年度目標値	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	3人	福祉施設入所者の削減	1人	指標	H29年度目標値	グループホームまたは障害者支援施設に付加して設置される相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、人材の確保・養成など機能を集約した拠点の整備箇所数	1か所	指標	H29年度目標値	施設を退所し一般就労する人数	4人	平成29(2017)年度末の就労移行支援事業利用者数	13人	就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数	1か所
指標	H29年度目標値																		
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	3人																		
福祉施設入所者の削減	1人																		
指標	H29年度目標値																		
グループホームまたは障害者支援施設に付加して設置される相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、人材の確保・養成など機能を集約した拠点の整備箇所数	1か所																		
指標	H29年度目標値																		
施設を退所し一般就労する人数	4人																		
平成29(2017)年度末の就労移行支援事業利用者数	13人																		
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数	1か所																		

(5) しろい子どもプラン（白井市子ども・子育て支援事業計画）

区分	内 容
計画の性格・目的等	<ul style="list-style-type: none"> ●平成27(2015)年度から本格的にスタートした子ども・育て支援については、質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を主眼として計画策定した。 ●「子どもの視点に立った、子どもが健やか成長することのできる社会の実現」をめざし、市民・地域・企業・市が協働により市全体で子育てを支え、妊娠・出産からの連続した支援を充実させるとともに、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していくける環境を創り出すことを目的とする。
計画期間	平成27（2015）年度～平成31（2019）年度
めざすまちの姿	子どもが笑顔で暮らせるまち
施策の展開	<p>■子ども・子育て支援事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育・保育の提供区域の設定 2 教育・保育の量の見込み、確保方策 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 <p>■次世代育成支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 母子の健康の保持・増進 2 地域における子育ての支援 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4 職業生活と家庭生活との両立の推進 5 子どもの安全の確保 6 支援が必要な児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進 <p>■白井市母子保健計画</p> <p>目標A 安全・安心な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実</p> <p>目標B 子どもが主体的に取り組む健康づくりの推進と次世代の健康を育む保健対策の充実</p> <p>目標C 妊産婦や子どもの成長を見守り親子を孤立させない環境整備の充実</p> <p>重点目標1 親や子どもの多様性を尊重し、親に寄り添う支援の充実</p> <p>重点目標2 妊娠期からの虐待防止対策の強化</p>

(6) 災害時要援護者避難支援プラン全体計画

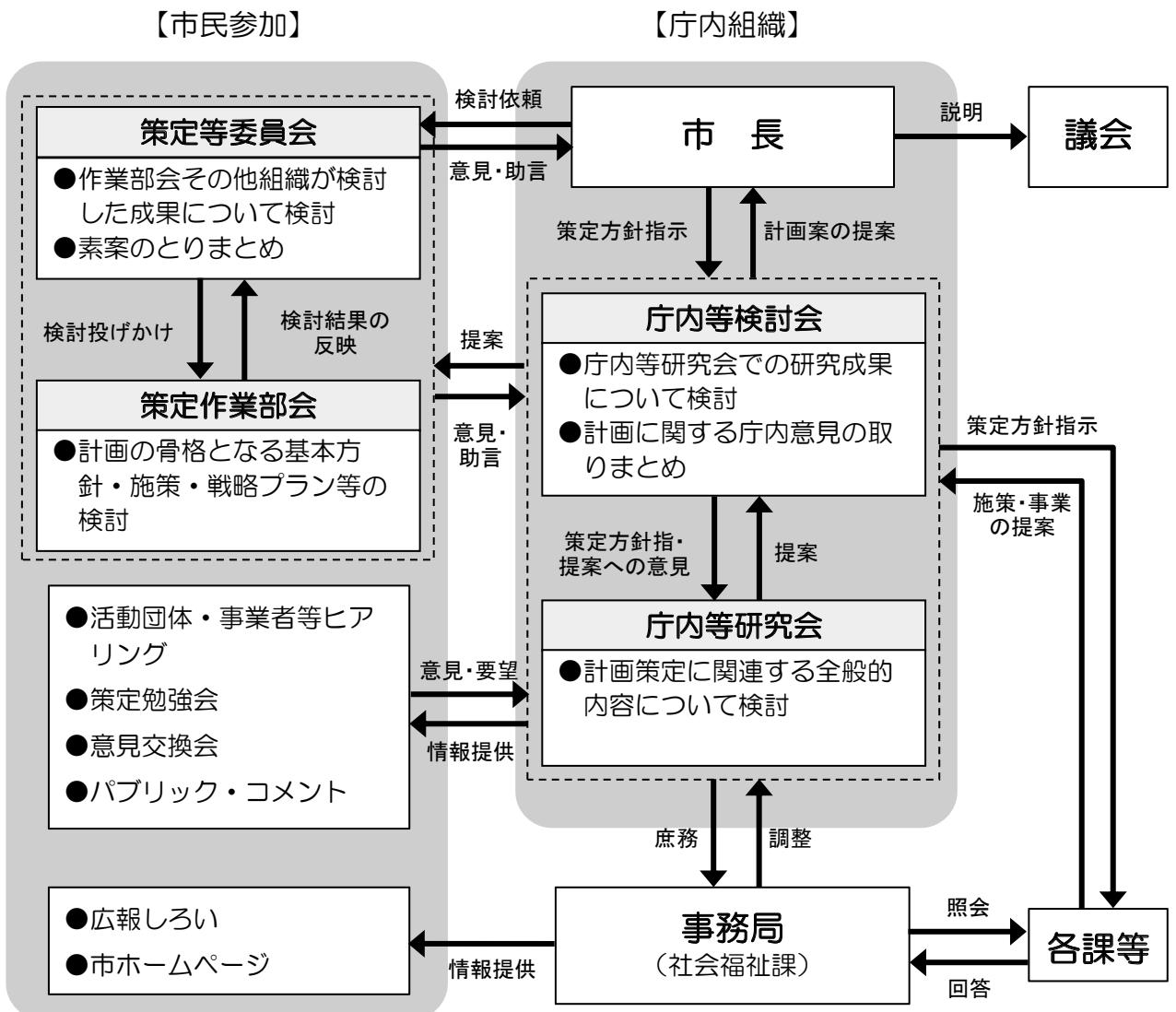
区分	内 容
計画の性格・目的等	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や県の「災害時要援護者避難支援の手引き」を踏まえ、白井市における災害時要援護者の避難支援対策について、基本的な考え方や進め方を明らかにしたもの。 ●自助・共助を基本とし、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的に策定。 ●災害時要援護者一人ひとりの避難を避難誘導するための「避難支援プラン（個別計画）」を策定する。
策定年月	平成 22（2010）年 2 月
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■要援護者情報の収集・共有の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・通常業務等を通じた災害時要援護者情報の把握 ・関係機関との連携強化による情報の把握 ■避難支援体制 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時要援護者支援班」の設置 ■避難準備情報、避難勧告、指示等の発令・伝達方法 <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達ルート ・情報伝達手段 ・情報伝達責任者の明確化 ■洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用方法 <ul style="list-style-type: none"> ・周知と意識啓発 ・関係機関等との情報共有 ・ハザードマップを用いた避難訓練の実施 ■避難誘導の手段・経路等 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者、関係機関の役割分担の明確化と連携 ・安全な避難路の優先的な選定 ■避難所における支援方法 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における支援対策 ・福祉避難所の指定 ■要援護者避難訓練の実施 ■避難支援プラン（個別計画）の策定の進め方 <ul style="list-style-type: none"> ・個別計画の策定方法 ・個別計画の更新 ・個別計画の管理

※ 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」の名称が「避難行動要支援者」に変更となっています。

(7) 第4次白井市地域福祉活動計画

区分	内 容
計画の性格・目的等	<p>●市民、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力をして策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。</p> <p>●策定にあたっては市の地域福祉計画との整合を図る一方、計画の推進にあたっては実務者レベルでの連携・協働に努めることとしている。</p>
計画期間	平成 29（2017）年度～平成 33（2021）年度
私たちのめざす姿	地域のみんなの支えあいで誰もが、その人らしくいきいきと安心して暮らせるまち白井
私たちの方針	白井市の社会福祉協議会グループは、人と人とのふれあい、育みあい支えあう地域づくりをめざします。また、地域住民や関係機関と協働し、様々な生活支援活動を推進します。
私たちのプラン	<p>(1) 私たちのプラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 積極的に情報を取得しよう 困ったことがあれば何でも相談しよう ② 地域つながり合い活動に積極的に参加しよう ③ さまざまな団体と交流や連携をはからう ④ みんなが集う居場所をつくろう ⑤ 孤立させない、安心して暮らせる仕組みを一緒につくろう ⑥ 住民のみんなで支えあい、助けあう活動をつくろう <p>(2) 「白井市第2次地域福祉計画」との連携</p> <p>「白井市第2次地域福祉計画」の「実現に向けて」で掲げる3つのテーマである①「きっかけづくり」、②「関係づくり」、③「担い手づくり」を念頭に入れてアプローチし、私たちのプランを達成できるよう行動していきます。</p> <pre> graph LR A["「きっかけづくり」"] --- B["「関係づくり」"] A --- C["「担い手づくり」"] B --- D["1 積極的に情報を取得しよう 困ったことがあれば何でも相談しよう"] B --- E["2 地域つながり合い活動に積極的に参加しよう"] C --- F["3 さまざまな団体と交流や連携をはからう"] C --- G["4 みんなが集う居場所をつくろう"] C --- H["5 孤立させない、安心して暮らせる仕組みを一緒につくろう"] C --- I["6 住民のみんなで支えあい、助けあう活動をつくろう"] J["地域のみんなの支えあいで誰もが、その人らしくいきいきと安心して暮らせるまち 白井 の実現"] </pre>

5 計画策定のしくみ



6 委員名簿及び委員会要綱

(1) 策定等委員会

①白井市附属機関条例

(平成 24(2012)年 12月 28日／最終改正 平成 28(2016)年 12月 20日 一部未施行)

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市地域福祉計画策定等委員会	(1)社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく白井市地域福祉計画の策定、改定等に関する事項について調査審議すること。 (2)白井市地域福祉計画の推進状況について、市長に意見を述べること。	委員長 副委員長 委員	(1)学識経験を有する者 (2)社会福祉事業者の代表者 (3)民生委員・児童委員 (4)公共的団体等の代表者 (5)市民	15人以内	3年

②委員名簿

平成 28(2016)年 4月 1日現在

	役職	氏 名	所属団体等
1		阿部 峯一	白井市民生委員児童委員連絡協議会
2		石田 享行	社会福祉法人神聖会 特別養護老人ホーム 菊華園
3	副委員長	岩本 忠司	社会福祉法人 白井市社会福祉協議会
4		大西 節	白井市高齢者クラブ連合会
5		白石 芳朗	白井市心身障害者福祉連絡協議会
6		柴 沙智江	白井市男女共同参画推進会議
7		田代成司	白井市校長会(H28(2016).7.13～) ※松井利一(H26(2014).7.29～H27(2015).3.31) ※永長徹(H27(2015).4.1～H28(2016).7.12)
8	委員長	高尾 公矢	学識経験者(聖徳大学)
9		竹内 正一	白井市自治連合会
10		時田 誠	医療法人社団 柏水会 介護老人保健施設 ケアホーム白井
11		中村 孝夫	市民公募
12		松本 千代子	白井市ボランティア連絡協議会
13		村木 一郎	市民公募
14		森谷 哲郎	公益社団法人 印旛市郡医師会
15		山口 善弘	白井市商工会

(敬称略、委員は 50 音順)

(2) 策定作業部会

①白井市地域福祉計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項や施策の検討を行い、計画素案を作成するため、白井市地域福祉計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作業部会は、計画の策定に関すること及び関連する事項について検討し、また白井市地域福祉計画策定庁内等研究会（以下「研究会」という。）と連携し計画素案を作成するものとする。

(組織)

第3条 作業部会は、別表に掲げる者をもって充てる。

(任期)

第4条 部会員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画書が公表される日までとする。

2 部会員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(作業部会の会長及び副会長)

第5条 作業部会に会長及び副会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 会長は、作業部会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長を欠いたときは、その職務を代理する。

(作業部会の会議)

第6条 作業部会は会長が招集する。

2 会長は、作業部会に分科会を設けることができる。

3 会長は、必要に応じて会議に関係者出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月28日から施行する

(失効)

2 この要綱は、地域福祉計画が公表された日をもって、その効力を失う。

別 表

地区社会福祉協議会	P T A
民生委員・児童委員	健康推進団体関係者
高齢者施設従事者	自主防災組織関係者
高齢者福祉サービス利用者	市民大学校関係者
高齢者クラブ関係者	N P O 法人・ボランティア関係者
権利擁護事業関係者	自治会関係者
障害者施設従事者	男女平等参画・女性団体関係者
障害者福祉サービス施設利用者	商工会関係者
児童福祉施設従事者	市民有識者
児童福祉サービス施設利用者	

②委員名簿

	氏名	所属団体等 (推薦依頼先等)	備考
1	市川 温子	男女平等参画・女性団体関係者 (白井市男女共同参画推進会議)	
2	伊藤 嘉勝	地区社会福祉協議会 (白井市社会福祉協議会)	
3	梅本 武美	地区社会福祉協議会 (白井市社会福祉協議会)	
4	亀山 二三雄	権利擁護事業関係者 (白井市社会福祉協議会)	
5	上西 宏樹	市民大学校関係者 (生涯学習課)	
6	河村 泉	NPO法人・ボランティア関係者 (ボランティア連絡協議会)	
7	黒澤 昌代	障害者福祉サービス利用者 (心身障害者連絡協議会)	
8	駒村 武夫	商工会関係者 (白井市商工会)	
9	近藤 健司	PTA (白井市PTA連絡協議会)	
10	竹内 正一	自治会関係者 (自治連合)	部会長
11	寺島 美貴子	高齢者福祉サービス利用者 (愛の家白井富士入所者家族)	
12	長岡 里実	児童福祉サービス利用者 (清水口保育園父母会)	
13	中島 三穂	高齢者クラブ関係者 (白井市高齢者クラブ連合会)	
14	原田 敏子	民生委員・児童委員 (白井市民生委員児童委員連絡協議会)	
15	深澤 正昭	NPO法人・ボランティア関係者 (ボランティア連絡協議会)	
16	福岡 幸子	民生委員・児童委員 (白井市民生委員児童委員連絡協議会)	
17	福岡 正勝	児童福祉施設従事者 (ふじ保育園理事)	副部会長
18	藤澤泰子	市民有識者	
19	前田 宜洋	障害者施設従事者 (白井市障害者支援センター)	
20	三浦 八千代	高齢者施設従事者 (愛の家グループホーム白井富士)	
21	和田 俊雄	自主防災組織関係者 (市民安全課)	

(敬称略、委員は50音順)

(3) 庁内等検討会

①白井市地域福祉計画策定庁内等検討会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法 107 条に規定する地域福祉計画の策定に関し、庁内関係各課等の意見を調整するため、白井市地域福祉計画策定庁内等検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 白井市地域福祉計画策定作業部会及び白井市地域福祉計画策定庁内等研究会が作成した素案について検討を加え、白井市地域福祉計画策定等委員会において検討する事項を決定すること。

(2) その他検討会の設置目的を達成するための必要なこと。

(組織)

第3条 検討会の会員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、会長は、健康福祉部長の職にある者をもってこれに充て、副会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 12 月 28 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、白井市地域福祉計画が公表された日をもって失効する。

別 表

会員

総務部	企画政策課長		
市民経済部	市民活動支援課長	市民安全課長	
教育委員会	生涯学習課長		
健康福祉部	健康福祉部長	社会福祉課長	高齢者福祉課長
	子育て支援課長	保育課長	保健福祉相談室長
	健康課長	保険年金課長	
その他	白井市社会福祉協議会事務局長		

(4) 庁内等研究会

①白井市地域福祉計画策定庁内等研究会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法107条に規定する地域福祉計画の策定に関し、必要な事項や施策の検討を行い、計画素案を作成するため、白井市地域福祉計画策定庁内等研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会は、地域福祉計画の策定に関すること及び関連する事項について検討し、白井市地域福祉計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)と連携、または補佐し計画素案を作成するものとする。

(組織)

第3条 研究会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 研究会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月28日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、白井市地域福祉計画が公表された日をもって失効する。

別 表

会員

総務部	企画政策課長が推薦する者		
市民経済部	市民活動支援課長が推薦する者	市民安全課長が推薦する者	
教育委員会	生涯学習課長が推薦する者		
健康福祉部	社会福祉課長が推薦する者	高齢者福祉課長が推薦する者	
	子育て支援課長が推薦する者	保育課長が推薦する者	
	保健福祉相談室長が推薦する者	健康課長が推薦する者	
	保険年金課長が推薦する者		
その他	白井市社会福祉協議会事務局長が推薦する者		

7 策定の経過

(1) 検討の経過

実施時期	実施事項	内 容
平成 27 (2015) 年		
10月22日(木)	平成 27(2015) 年度第 2 回策定等委員会	○計画の策定方針について
平成 28 (2016) 年		
2月19日(金)	第 1 回庁内等研究会	○計画策定(策定方針・スケジュール)について説明 ○会長・副会長選出 ○講義：地域福祉計画について
2月29日(月)	第 2 回庁内等研究会	○関連する計画の概要について説明 ○計画書のイメージについて検討 ○計画策定の進め方について検討
3月14日(月)	第 3 回庁内等研究会	○計画策定の進め方について検討 ○計画の位置づけについて検討
4月11日(月)	第 4 回庁内等研究会	○平成 28(2016) 年度策定スケジュールについて説明 ○ワークショップの進め方について説明 ○ワークショップ演習
5月9日(月)	第 5 回庁内等研究会	○「地域福祉計画」勉強会・意見交換会について説明、演習
5月23日(月)	第 6 回庁内等研究会	○「地域福祉計画」意見交換会について(演習)
7月4日(月)	第 7 回庁内等研究会	○勉強会・意見交換会の報告について ○計画の構成(案)について検討
7月14日(木)	平成 28 年度第 1 回策定等委員会	○現行の地域福祉計画について説明(データ分析や勉強会・意見交換会から出た意見など) ○第 2 次地域福祉計画について構成案の検討
7月21日(木)	第 1 回策定作業部会	○現行の地域福祉計画について説明 ○第 2 次地域福祉計画について説明 ○基本目標について検討
8月24日(水)	第 2 回策定作業部会	○施策及び戦略プランについて検討
9月20日(火)	第 1 回庁内等検討会	○副会長の選任について ○第 2 次地域福祉計画(骨子案)について検討
9月27日(火)	平成 28(2016) 年度第 2 回策定等委員会	○計画の骨子案について審議
10月7日(金)	第 8 回庁内等研究会	○骨子案について検討
10月21日(金)	第 9 回庁内等研究会	○計画素案について検討
11月7日(月)	第 3 回策定作業部会	○計画素案について検討
11月14日(月)	第 2 回庁内等検討会	○第 2 次地域福祉計画(素案)について検討
11月24日(木)	平成 28(2016) 年度第 3 回策定等委員会	○計画の素案について審議
平成 29 (2017) 年		
1月5~19日	パブリック・コメント	○白井市第 2 次地域福祉計画(案)について
2月27日(月)	平成 28(2016) 年度第 4 回策定等委員会	○パブリック・コメントの募集結果について

(2) 市民との意見交換等

実施時期	実施事項	場所	参加者	内 容
平成 28(2016)年				
5月 14 日(土)	策定勉強会	保健福祉センター	18人	○「福祉」のイメージを広げよう！ ○地域での取り組みのきっかけを作ろう！
6月 5日(日) 6月 11 日(土) 6月 12 日(日)	意見交換会	富士センター	12人	○福祉に関連する地区の課題を共有しよう！
		複合センター	14人	○地域で支え合う取り組みのアイデアを出し合おう！
		駅前センター	7人	
		公民センター	13人	
		桜台センター	13人	
		コミュニティセンター	6人	

8 策定勉強会及び意見交換会での意見

※策定過程における市民の生の意見を資料として残すため、明らかな誤字等以外は、基本的に意見として付箋に記載されたままを掲載しています。

※策定勉強会の意見に付いている下線は市民がお薦めの取り組みとして選定したものを示します。

(1) 策定勉強会

■地域での支え合いとして取り組めること

【1人でできること】

- 見守り／●近所の声かけ／●あいさつ
- ごみ出し／●ごみの分別
- ゴミステーションのそうじ、ゴミ拾い
- 自治会に加入／●いろいろな会への参加
- パトロールに参加／●登下校に合せ散歩
- 散歩のときに意識して地域をよく見る
- あれっ？と思うことを通報する（いつも顔を見るおばあちゃんがいない）とか・・・
- お花に行く
- 安否確認（独り暮らし高齢者世帯）
- 子守り／●趣味のあう人を誘う
- 地域のラジオ体操に誘う
- 買物の手伝い／●車に乗り合いで買物にいく
- 買物に不便を感じている人への支援（移動や生協の用紙記入）
- 相談を必要な支援へつなげる。相談にのる。
介護や子育ての疲れをとる。リフレッシュする時間をつくる⇒話し相手

- 一日1,000歩未満の人は住民税を倍額にする
- 健康づくりのためのPPK（ぴんぴんころり）運動
- （一人で）要介護になられた方の定期訪問している（マンツーマン）⇒地域の何でも屋
- 個人での個人に対する訪問、買物等のボランティア
- おせっかいのススメ
- 高齢者には笑顔で“お元気ですか”と声をかける 高齢者のナンバ
- 飲み仲間をつくる／●相談できる人をつくる
- 自分の家で暮らすことの大切さと大変さ
- 叱ってくれる近所の大人!!
- 子どもに注意する（しかる）
- あいさつ／●ゴミ拾い／●声かけ／●見守り
- 留守番／●清掃⇒あいさつ
- 地域デビューの手助け／
- 高齢者と出かける

【3人でできること】

- 子どもの居場所づくり、放課後の遊び場確保
- みどりのおじさん、おばさん／
- 地域でパトロール
- 障害者の健康づくり、居場所づくり
- 週末とか本人主体で参加できるサロン 高齢者対象のサロンにジョイントしたい！
- 無償のボランティアでいいのか

- 無料でなくて良い（ボラ活動）3～5人で有償（少ないお金）グループを作る
- 有償ボランティア（気を遣わせない工夫）
- 地元新聞発行／●買物の手伝い
- おしゃべり／●ニーズの吸い上げ
- 料理をならう！

【10人でできること】

- <サロン>
- サロンを作る／
 - 住民の融合の為のサロン開催
 - サロン参加者の為のインセンティブプランが重要
 - 飲む会、賭け事も、集会所、公民館でもOKにしよう
 - 定年後に男の人が家の外の集いに行けるようになるには
 - 定年後の男性に時間の使い方を考える何かの集まり
 - いろいろつながりでの飲みにケーション（生きがいづくり）
 - 若い人向けサロン!!
 - 趣味・サークル・活性化

- 防災のために駐車違反を取り締まり
- 安心安全は地震では男の人が
- 防犯パトロール／●災害時の助け合い
- 安心して生活できる為の環境作り
- 町内の道路がきれいだと防犯によい
- 新しい交通法の厳しさでは年配者の運転は少なくなる。
- 資源物の回収をする（資金を作る）
- さみしい想いをする人を減らせたらいいな
- 地域福祉って何かを考える人を増やそう
- 障害者の就職先を探す
- おしゃべり会（サロン）／●おしゃべり
- 公園でのゲーム（囲碁・・・）
- 買物支援／●スポーツ／●飲み会
- 子どもの預かり／●地域の子ども会
- 老若男女できるイベントをやる!!

【30人でできること】

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●新しい隣人が町内に入って来たときには歓迎会を ●町内会（自治会）単位の地域の連帯感を育む ●地域包括ケアの拡充への協力 ●小学校区で夏祭をする／●防災訓練 ●夏まつりとか一年に一回地域住民がひとつのことに取り組める行事 ●近所の人と顔見知りになる ●お茶仲間を作る | <ul style="list-style-type: none"> ●住民の無関心を打破する ●住民の意識改革が必要 ●助け合いの為のモチベーションを高める為の啓発運動 <u>●出会い系サロン開設</u> ●ラジオ体操のグループ実行 ●昔ばなしを聞く 大人→子ども ●児童と一緒に遊ぶ!!／●食事会 ●地域の防災を考える |
|---|---|

【みんなでできること】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●新しい隣人が町内に入って来たときには歓迎会を ●町内会（自治会）単位の地域の連帯感を育む ●地域包括ケアの拡充への協力 ●小学校区で夏祭をする／●防災訓練 ●夏まつりとか一年に一回地域住民がひとつのことに取り組める行事 ●近所の人と顔見知りになる ●お茶仲間を作る <u>●住民の無関心を打破する</u> <u>●住民の意識改革が必要</u> <u>●助け合いの為のモチベーションを高める為の啓発運動</u> ●募金活動に参加 ●夢の語り場づくり ●活動を表彰してあげる ●社会福祉大会に参加する ●シルバー人材の活用（業者とはちがう） ●高齢者クラブの会員増強（60代の若い人） ●地域サロンに関わる人、少しずつたくさんの人を増やす | <ul style="list-style-type: none"> ●福祉活動をしている団体（個人）に話を聞く ●市内の公園毎にラジオ体操会を通年開く <u>●子どもの声かけ、自分の敷地内</u> ●買物ツアー 希望者少なかった ●年齢問わないサロン開催 集会所にてポスターで周知 ●月1回世話役4～5人 <u>●自治会と提携する</u> <u>●自治会で地域の人（高齢者）の要望のコーディネータ（窓口）となる</u> <u>●自治会ごとの対抗試合（グラウンドゴルフ・カラオケ大会）</u> <u>●好きなことがいつまでも続けられる環境づくり</u> ●交通安全 ●市行政職員の地域への参加 ●自治会の強化 ●PTA校外部と自治会の交流 ●人づきあいを大切に |
|--|---|



策定勉強会での検討の様子

(2) 意見交換会

■地域の望ましい将来像

望ましい将来像	地区名
下町のつながり	第三小学校区
役所の職員も地域の行事に参加する	第三小学校区
お互いの顔(心)が見える街	大山口小学校区
ほほえみあふれるし・ろ・い	七次台小学校区
気がるにあいさつができる笑顔の清水口	清水口小学校区
高齢者と子供で支えあう地域	南山小学校区
顔がみえて笑顔になれるまち	南山小学校区
自然がお金を生み出す地域	第二小学校区
地域で完結するまちづくり(Uターン／ちいさなまちづくり)	第二小学校区
Uターンしやすいまち、お祭りなどの地域の伝統を守りながら若い人が増えしていくまち	第二小学校区
今のつながりを大切に	桜台小学校区
三世代が交流できるにぎやかな地域	桜台小学校区
多様性に富んだ魅力ある地域	桜台小学校区
ありのままが受け入れられるまち	第一小学校区
誰もがあいさつのできるまち	第一小学校区



意見交換会での検討の様子

■地域の主な困り事とそれらを解決するための協力・連携のアイデア（抜粋）

地域の主な困り事	協力・連携のアイデア（解決策）
●地域での人と人との関係の希薄化	<ul style="list-style-type: none"> ●あいさつをする ●おせっかいに世話を焼く ●飲みにケーションによる関係性の構築 ●地域イベントなどを通じたつながりの醸成
●地域コミュニティの活力低下	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での活動場所づくり ●地域の伝統や資源を活かした集いのきっかけづくり ●高齢による役職免除などのしくみづくり
●地域での福祉の担い手不足（特に若い世代）	<ul style="list-style-type: none"> ●市民大学校卒業生などの活用 ●若い人向けのサロンや市民大学校のプログラムづくり ●有償ボランティアのしくみづくり ●活動への表彰制度の導入 ●幼少期からの福祉教育の推進 ●体験の機会づくり
●地域でのケア体制の構築が不十分	<ul style="list-style-type: none"> ●地域に関連する様々な組織が集まった会議の開催 ●福祉に関わる様々な主体の連携強化 ●自治会と民生委員等との連携強化 ●自治会と行政等との連携強化
●地域で気軽に集まれる場の不足	<ul style="list-style-type: none"> ●サロンづくり ●多様な世代、障害の有無にかかわらず様々な人が集まる場の形成 ●定年後の男性が集まる場の形成
●地域での相談場所の不足	<ul style="list-style-type: none"> ●おせっかいに困り事を聞く ●相談を必要な支援へつなげる。相談にのる ●地区社協の拠点を活用した話す場の提供 ●サロンの困り事相談の場、つなげる場としての機能強化
●世代間での交流機会の不足	<ul style="list-style-type: none"> ●オープンな交流の場づくり ●子育てサロンや高齢者サロンなどの融合 ●教員OB等を活用した寺子屋などの開設
●買い物支援などの高齢者を支えるしくみの不足	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での主体的な買い物支援、ゴミだしなどのサポートの実施 ●スーパーなどの宅配サービスの活用 ●生協などの宅配サービスの注文書作成に対する支援
●交通弱者の移動手段の不足	<ul style="list-style-type: none"> ●地域内循環バスなどによる高齢者等の足の確保 ●自家用車などでの乗り合いの実施
●福祉を支える役職やサービス等に対する理解の不足	<ul style="list-style-type: none"> ●アナログでの情報を大切にする ●スーパー等への掲示による情報の周知 ●スマホの活用方法のわかりやすい指導
●福祉に対する認識の違い	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉のイメージを変える言葉を作る。 ●新しい福祉のイメージを作る。 ●福祉→愛

白井市地域福祉計画

しろい支え愛プラン

平成 29 (2017) 年3月

編集・発行 白井市 健康福祉部 社会福祉課

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

電話：047-492-1111（代表）

FAX：047-492-3033

